

# トピックス・インデックス・オープン (確定拠出年金向け)

追加型投信 国内 株式 インデックス型

## 【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年6月27日)

この目論見書により行なうトピックス・インデックス・オープン(確定拠出年金向け)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月26日に関東財務局長に提出しており、2024年12月27日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	C E O 兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

**NOMURA 野村アセットマネジメント**

## 目次

目次 .....	2
第一部 【証券情報】 .....	3
(1) 【ファンドの名称】 .....	3
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】 .....	3
(3) 【発行（売出）価額の総額】 .....	3
(4) 【発行（売出）価格】 .....	3
(5) 【申込手数料】 .....	3
(6) 【申込単位】 .....	4
(7) 【申込期間】 .....	4
(8) 【申込取扱場所】 .....	4
(9) 【払込期日】 .....	4
(10) 【払込取扱場所】 .....	4
(11) 【振替機関に関する事項】 .....	4
(12) 【その他】 .....	4
第二部 【ファンド情報】 .....	6
第1 【ファンドの状況】 .....	6
1 【ファンドの性格】 .....	6
2 【投資方針】 .....	11
3 【投資リスク】 .....	19
4 【手数料等及び税金】 .....	23
5 【運用状況】 .....	25
第2 【管理及び運営】 .....	32
1 【申込（販売）手続等】 .....	32
2 【換金（解約）手続等】 .....	33
3 【資産管理等の概要】 .....	33
4 【受益者の権利等】 .....	36
第3 【ファンドの経理状況】 .....	37
1 【財務諸表】 .....	40
【中間財務諸表】 .....	105
2 【ファンドの現況】 .....	111
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	113
第三部 【委託会社等の情報】 .....	114
第1 【委託会社等の概況】 .....	114
1 【委託会社等の概況】 .....	114
2 【事業の内容及び営業の概況】 .....	116
3 【委託会社等の経理状況】 .....	117
4 【利害関係人との取引制限】 .....	167
5 【その他】 .....	167
約款 .....	168

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）

（以下「ファンド」といいます。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は1口当たり1円です。

#### ■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

### (5) 【申込手数料】

なし

#### (6) 【申込単位】

1円以上1円単位（当初元本1口=1円）

#### (7) 【申込期間】

2024年12月27日から2025年12月25日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

#### (9) 【払込期日】

取得申込日の翌営業日までに申込金額を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

※受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

◆わが国の株式を実質的な主要投資対象<sup>\*</sup>とし、信託財産の成長をはかることを目的として、運用を行ないます。

◆東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目指します。

※ ファンドは、「トピックス・インデックスマザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするアミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### ■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(トピックス・インデックス・オープン(確定拠出年金向け))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	
	海外	債券	インデックス型
追加型	内外	不動産投信	
		その他資産 ( )	特殊型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券	年6回 (隔月)	欧州		
一般				
公債				
社債				
その他債券	年12回 (毎月)	アジア		
クレジット属性 ( )		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	その他 ( )	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	TOPIX (配当込み)
資産複合 ( )		中近東 (中東)		その他 ( )
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。)に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

##### [補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

##### [投資対象資産による属性区分]

###### 株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### 債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え

「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目

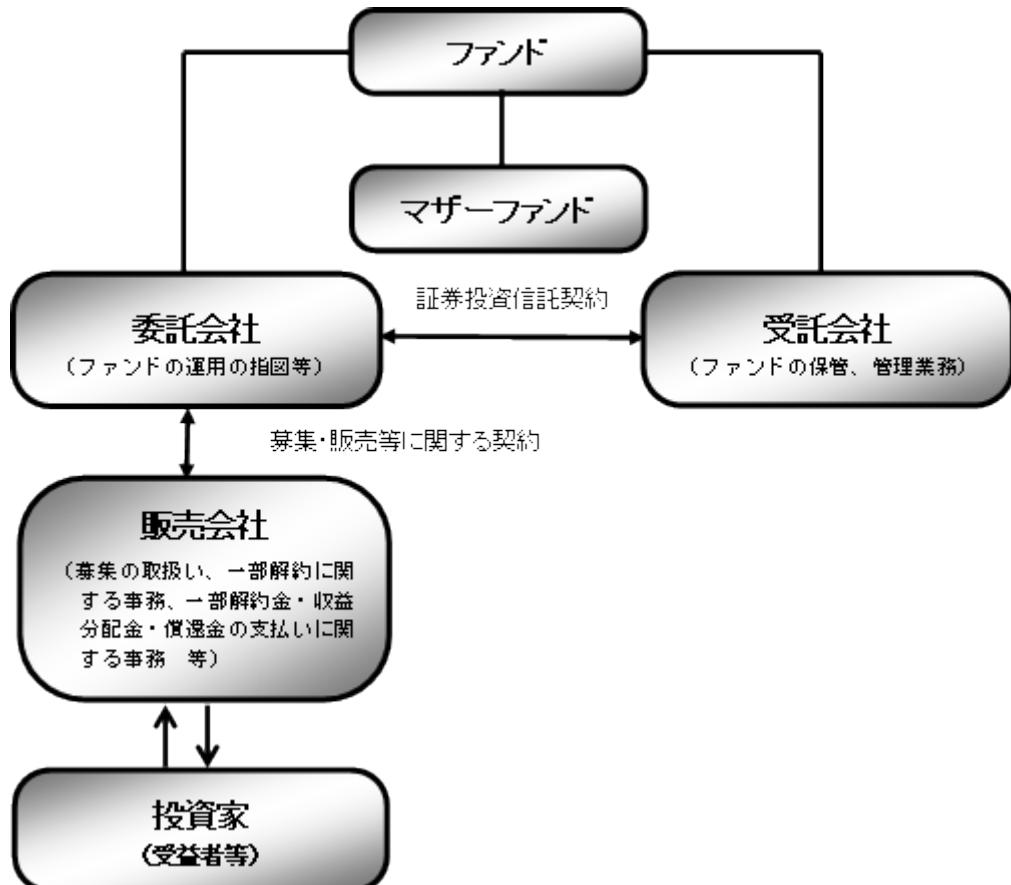
指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2) 【ファンドの沿革】

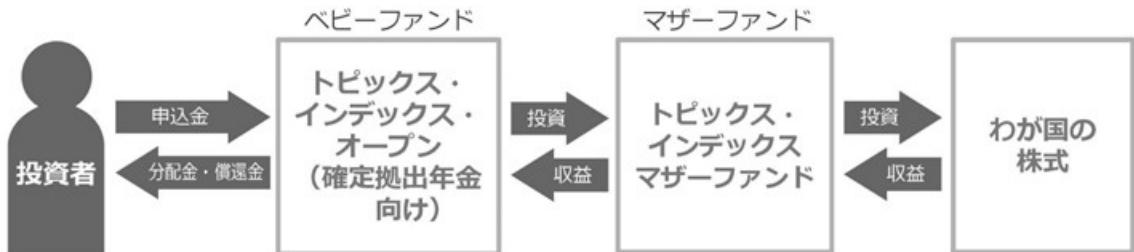
2001年11月22日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）
マザーファンド (親投資信託)	トピックス・インデックスマザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



### ■委託会社の概況(2025年5月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693 株	100%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

◆ 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目指します。

・ 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社 J P X 総研が発表している株価指標で、日本の株式を対象に浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。日本の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。

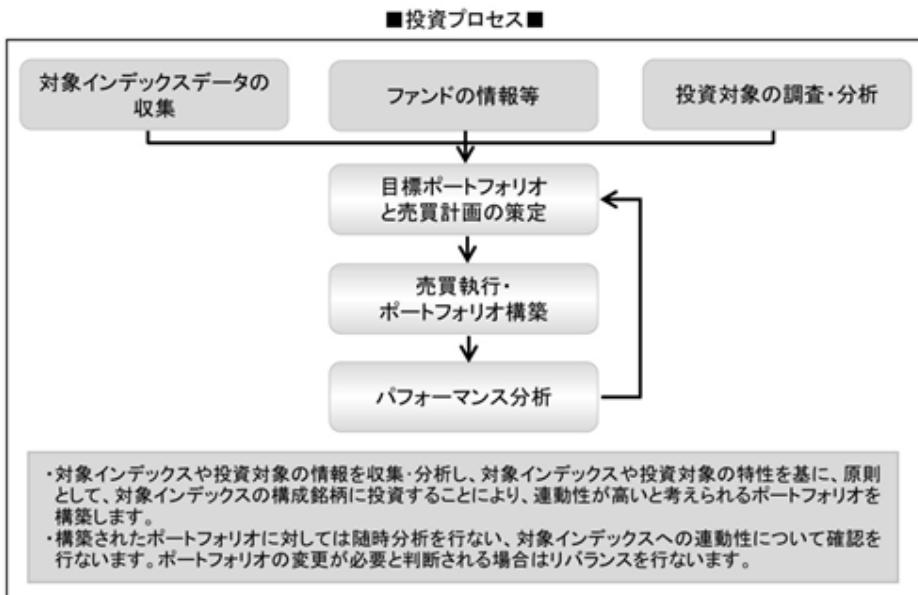
◆ 投資成果を東証株価指数（TOPIX）（配当込み）にできるだけ連動させるため、マザーファンドにおいては、次のポートフォリオ管理を行ないます。

○ 投資対象銘柄の中から、原則として300銘柄以上に分散投資を行ないます。

○ 資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則としてポートフォリオにおける時価構成を東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比に近づけるように売買を行ないます。

○ 株式の組入比率は高位を保ちます。

◆ マザーファンドの組入比率は高位を保つことを基本とします。



### ■指数の著作権等について■

- ①配当込み TOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ②J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

### (2) 【投資対象】

ファンドは、わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「トピックス・インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

#### ①投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限④」に定めるものに限ります。）に係る権利

#### 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

#### ②有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるトピックス・インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
3. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
4. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

#### ③金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### ④その他の投資対象

1. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

## 「トピックス・インデックスマザーファンド」

### 運用の基本方針

約款第11条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

投資成果を東証株価指数（TOPIX）（配当込み）にできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。

- ① 投資対象銘柄の中から、原則として300銘柄以上に分散投資を行ないます。
- ② 資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則としてポートフォリオにおける時価構成を東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比に近づけるように売買を行ないます。
- ③ 株式の組入比率は高位を保ちます。

非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

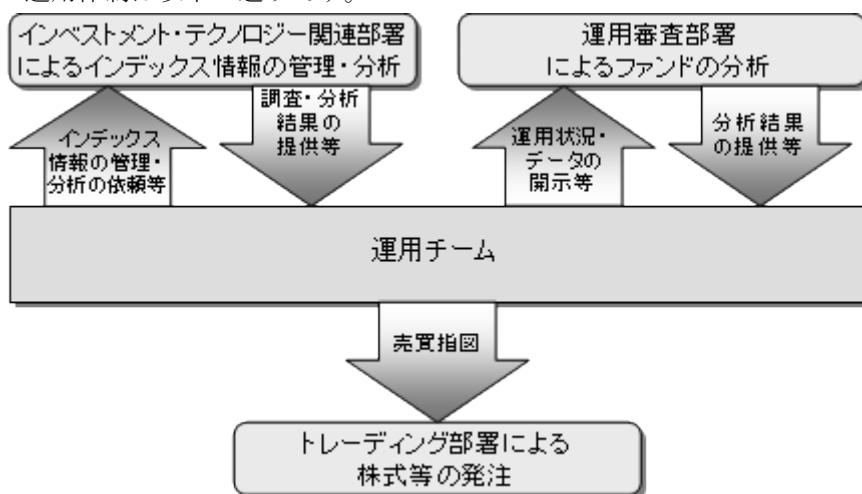
なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等は、約款第14条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### (3) 【運用体制】

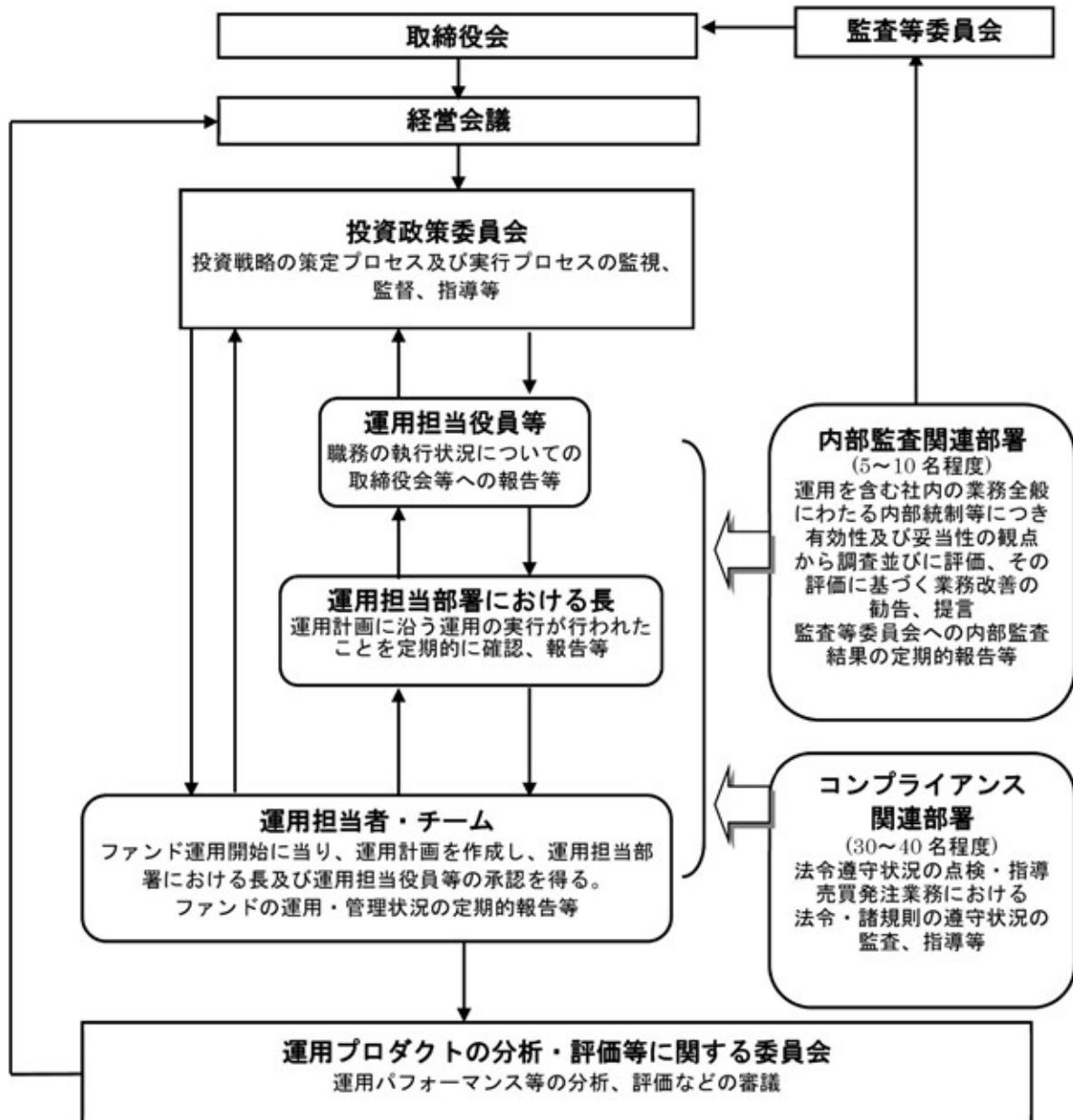
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



#### 《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②分配金額は、原則として利子・配当収入等を中心として委託者が決定します。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当収入とは、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ◆ファンドの決算日

原則として**毎年9月29日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### ◆分配金のお支払い

分配金は無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (5) 【投資制限】

#### ①マザーファンドへの投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

受益証券（マザーファンド）への投資割合には制限を設けません。

#### ②外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

#### ③デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。（運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限）

#### ④スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第20条)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の

純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- (iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑤資金の借入れ（約款第26条）

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2 運用方法（3）投資制限）

#### （マザーファンドの主な投資制限）

- ① 株式への投資割合（約款）  
株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合  
外貨建資産への投資は行ないません。

③ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。（約款）

④ 同一銘柄の株式への投資割合（約款）

同一銘柄の株式への投資割合は制限を設けません。

⑤ 有価証券の貸付の指図（約款）

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸付の指図をすることができます。

⑥ 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### 3 【投資リスク】

#### 《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### 《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## 《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

### リスク管理関連の委員会

#### ◆パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

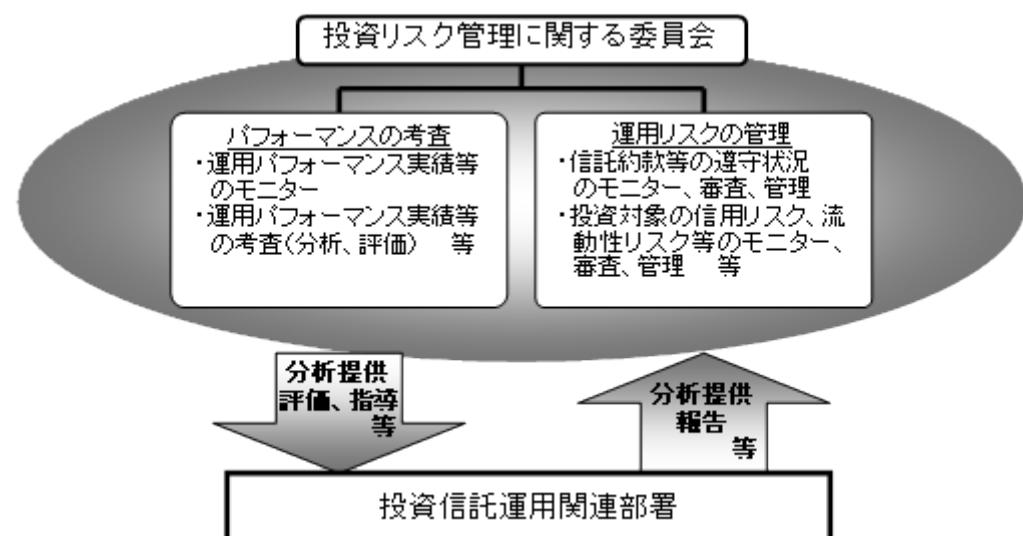
#### ◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

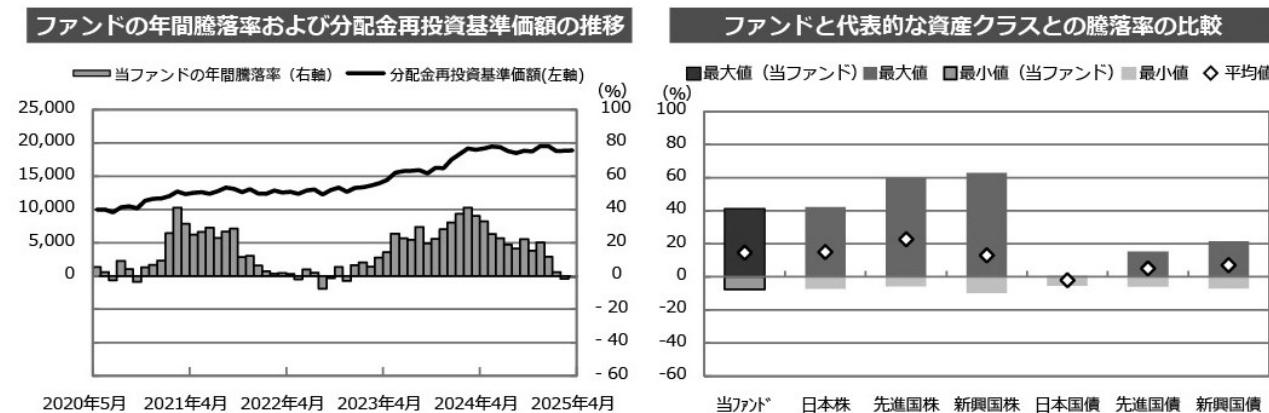
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

### リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# ■ リスクの定量的比較 (2020年5月末～2025年4月末：月次)



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年5月末を10,000として指数化しております。  
 \* 年間騰落率は、2020年5月から2025年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

\* 全ての資産クラスが当アンドの投資対象とは限りません。  
 \* 2020年5月から2025年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 \* 決算日に対応した数値とは異なります。  
 \* 当アンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<代表的な資産クラスの指標>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

## ■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）…配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数值及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指數の算出、指數の公表、利用などを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数值の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してJ P Xは責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）…MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデュチャリリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関して一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）…FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられます。JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあります。また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市场における投資機会を指標に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.154%（税抜年 0.14%）の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.07%	年 0.05%	年 0.02%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

#### 《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

### (4) 【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別

所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者（法人）の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

## ■換金（解約）時および償還時の課税について■

- ◆換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。  
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※上記は2025年4月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

## (参考情報) ファンドの総経費率

(単位 : %)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.15	0.15	0.00

(2023年9月30日～2024年9月30日)

- \* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- \* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- \* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- \* 各比率は、年率換算した値です。
- \* マザーファンドが支払った費用を含みます。
- \* その他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- \* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- \* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

## 5 【運用状況】

以下は 2025 年 4 月 30 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 【投資状況】

トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	42,065,042,847	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,174,036	0.00
合計（純資産総額）		42,069,216,883	100.00

(参考) トピックス・インデックスマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	65,915,161,060	96.46
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,419,023,665	3.53
合計（純資産総額）		68,334,184,725	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	2,398,050,000	3.50

### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	トピックス・インデックスマザーファンド	19,049,471,446	2.1615	41,176,713,733	2.2082	42,065,042,847	99.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

(参考) トピックス・インデックススマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	924,000	2,645.22	2,444,190,645	2,729.00	2,521,596,000	3.69
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	599,600	2,758.78	1,654,169,367	3,771.00	2,261,091,600	3.30
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,098,100	1,456.43	1,599,307,820	1,803.50	1,980,423,350	2.89
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	446,600	3,805.06	1,699,344,023	3,518.00	1,571,138,800	2.29
5	日本	株式	任天堂	その他製品	109,700	7,642.60	838,393,283	11,830.00	1,297,751,000	1.89
6	日本	株式	三井住友フィナンシャル・グループ	銀行業	353,500	2,964.90	1,048,092,844	3,400.00	1,201,900,000	1.75
7	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	132,100	9,196.26	1,214,825,946	7,942.00	1,049,138,200	1.53
8	日本	株式	キーエンス	電気機器	17,400	68,607.87	1,193,777,000	59,840.00	1,041,216,000	1.52
9	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	163,400	5,227.05	854,099,970	5,708.00	932,687,200	1.36
10	日本	株式	三菱商事	卸売業	339,900	2,985.33	1,014,714,201	2,712.00	921,808,800	1.34
11	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	123,600	7,687.33	950,154,469	7,282.00	900,055,200	1.31
12	日本	株式	三菱重工業	機械	307,000	2,021.85	620,709,602	2,796.50	858,525,500	1.25
13	日本	株式	みずほフィナンシャル・グループ	銀行業	228,700	2,823.16	645,656,692	3,580.00	818,746,000	1.19
14	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	36,800	23,845.12	877,500,467	21,225.00	781,080,000	1.14
15	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	5,185,400	148.52	770,160,652	149.30	774,180,220	1.13
16	日本	株式	三井物産	卸売業	264,400	3,171.65	838,584,260	2,898.00	766,231,200	1.12
17	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	155,100	4,219.07	654,378,493	4,333.00	672,048,300	0.98
18	日本	株式	信越化学工業	化学	154,800	5,889.17	911,644,358	4,330.00	670,284,000	0.98
19	日本	株式	KDDI	情報・通信業	256,400	2,380.72	610,418,896	2,523.50	647,025,400	0.94
20	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	86,000	8,543.25	734,719,500	7,164.00	616,104,000	0.90
21	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,793,400	194.27	542,686,403	215.90	603,095,060	0.88
22	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	411,800	1,574.31	648,301,987	1,453.00	598,345,400	0.87
23	日本	株式	第一三共	医薬品	161,200	4,725.51	761,752,881	3,644.00	587,412,800	0.85
24	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	12,400	47,245.64	585,846,000	46,980.00	582,552,000	0.85
25	日本	株式	HOYA	精密機器	33,700	19,633.99	661,665,463	16,780.00	565,486,000	0.82
26	日本	株式	富士通	電気機器	161,500	2,850.88	460,418,105	3,151.00	508,886,500	0.74
27	日本	株式	三菱電機	電気機器	178,600	2,326.41	415,498,491	2,760.50	493,025,300	0.72

28	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	104,000	4,125.56	429,059,100	4,407.00	458,328,000	0.67
29	日本	株式	中外製薬	医薬品	54,600	7,003.21	382,375,362	8,219.00	448,757,400	0.65
30	日本	株式	日本電気	電気機器	124,100	2,697.84	334,801,955	3,476.00	431,371,600	0.63

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.23
		建設業	2.24
		食料品	3.09
		繊維製品	0.38
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.62
		医薬品	4.15
		石油・石炭製品	0.46
		ゴム製品	0.61
		ガラス・土石製品	0.60
		鉄鋼	0.80
		非鉄金属	0.75
		金属製品	0.47
		機械	5.33
		電気機器	16.58
		輸送用機器	7.17
		精密機器	2.06
		その他製品	3.10
		電気・ガス業	1.26
		陸運業	2.39
		海運業	0.60
		空運業	0.33
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.63
		卸売業	6.65
		小売業	4.72
		銀行業	8.32
		証券、商品先物取引業	0.78
		保険業	3.29
その他金融業	1.07		
不動産業	1.90		
サービス業	4.36		
合計		96.46	

②【投資不動産物件】

トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

(参考) トピックス・インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

(参考) トピックス・インデックスマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2025年06月限)	買建	90	日本円	2,421,628,949	2,398,050,000	3.50

### (3)【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）

2025年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14計算期間	(2015年9月29日)	20,547	20,554	1.4889	1.4894
第15計算期間	(2016年9月29日)	21,138	21,145	1.4766	1.4771
第16計算期間	(2017年9月29日)	24,047	24,054	1.8674	1.8679
第17計算期間	(2018年10月1日)	27,271	27,278	2.0576	2.0581
第18計算期間	(2019年9月30日)	24,463	24,469	1.8314	1.8319
第19計算期間	(2020年9月29日)	24,597	24,603	1.9461	1.9466
第20計算期間	(2021年9月29日)	29,199	29,205	2.4269	2.4274
第21計算期間	(2022年9月29日)	26,321	26,326	2.2736	2.2741
第22計算期間	(2023年9月29日)	34,501	34,507	2.8944	2.8949
第23計算期間	(2024年9月30日)	41,409	41,416	3.3678	3.3683
	2024年4月末日	42,466	—	3.4541	—
	5月末日	42,774	—	3.4929	—
	6月末日	43,226	—	3.5431	—
	7月末日	43,014	—	3.5235	—
	8月末日	42,012	—	3.4211	—

9月末日	41,409	—	3.3678	—
10月末日	41,974	—	3.4306	—
11月末日	41,622	—	3.4124	—
12月末日	43,131	—	3.5493	—
2025年1月末日	43,121	—	3.5540	—
2月末日	41,531	—	3.4187	—
3月末日	41,616	—	3.4253	—
4月末日	42,069	—	3.4370	—

### ②【分配の推移】

トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第14計算期間	2014年9月30日～2015年9月29日	0.0005円
第15計算期間	2015年9月30日～2016年9月29日	0.0005円
第16計算期間	2016年9月30日～2017年9月29日	0.0005円
第17計算期間	2017年9月30日～2018年10月1日	0.0005円
第18計算期間	2018年10月2日～2019年9月30日	0.0005円
第19計算期間	2019年10月1日～2020年9月29日	0.0005円
第20計算期間	2020年9月30日～2021年9月29日	0.0005円
第21計算期間	2021年9月30日～2022年9月29日	0.0005円
第22計算期間	2022年9月30日～2023年9月29日	0.0005円
第23計算期間	2023年9月30日～2024年9月30日	0.0005円

### ③【収益率の推移】

トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）

	計算期間	収益率
第14計算期間	2014年9月30日～2015年9月29日	4.2%
第15計算期間	2015年9月30日～2016年9月29日	△0.8%
第16計算期間	2016年9月30日～2017年9月29日	26.5%
第17計算期間	2017年9月30日～2018年10月1日	10.2%
第18計算期間	2018年10月2日～2019年9月30日	△11.0%
第19計算期間	2019年10月1日～2020年9月29日	6.3%
第20計算期間	2020年9月30日～2021年9月29日	24.7%
第21計算期間	2021年9月30日～2022年9月29日	△6.3%
第22計算期間	2022年9月30日～2023年9月29日	27.3%
第23計算期間	2023年9月30日～2024年9月30日	16.4%
第24期（中間期）	2024年10月1日～2025年3月31日	1.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落

の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

##### トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第14 計算期間	2014年9月30日～2015年9月29日	6,421,872,886	6,716,644,036	13,800,869,086
第15 計算期間	2015年9月30日～2016年9月29日	4,105,681,439	3,590,982,769	14,315,567,756
第16 計算期間	2016年9月30日～2017年9月29日	3,401,623,065	4,839,615,981	12,877,574,840
第17 計算期間	2017年9月30日～2018年10月1日	3,695,425,735	3,318,846,423	13,254,154,152
第18 計算期間	2018年10月2日～2019年9月30日	2,887,090,415	2,783,319,348	13,357,925,219
第19 計算期間	2019年10月1日～2020年9月29日	3,231,086,746	3,949,771,716	12,639,240,249
第20 計算期間	2020年9月30日～2021年9月29日	2,584,595,747	3,192,576,184	12,031,259,812
第21 計算期間	2021年9月30日～2022年9月29日	2,311,583,651	2,765,864,712	11,576,978,751
第22 計算期間	2022年9月30日～2023年9月29日	2,673,604,898	2,330,636,143	11,919,947,506
第23 計算期間	2023年9月30日～2024年9月30日	3,097,638,276	2,721,831,828	12,295,753,954
第24期（中間期）	2024年10月1日～2025年3月31日	919,928,114	1,065,905,030	12,149,777,038

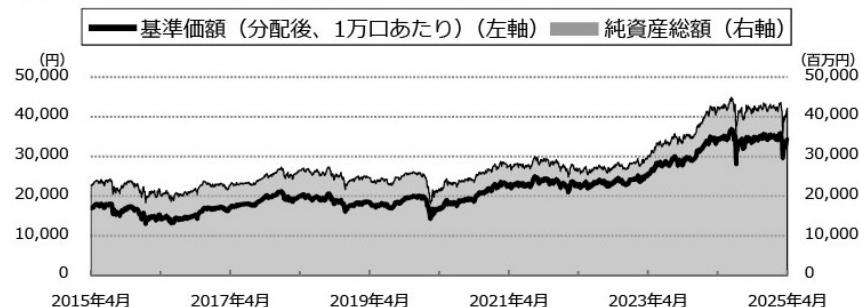
※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

《参考情報》



## 運用実績 (2025年4月30日現在)

### ■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



### ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

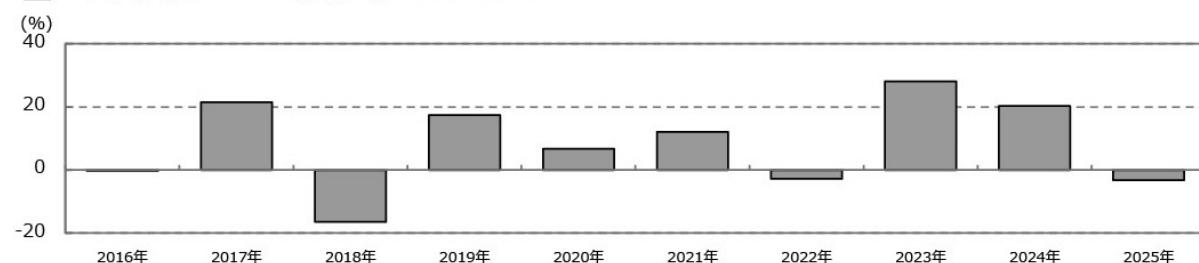
2024年9月	5 円
2023年9月	5 円
2022年9月	5 円
2021年9月	5 円
2020年9月	5 円
設定来累計	125 円

### ■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.7
2	ソニーグループ	電気機器	3.3
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.9
4	日立製作所	電気機器	2.3
5	任天堂	その他製品	1.9
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.7
7	リクルートホールディングス	サービス業	1.5
8	キーエンス	電気機器	1.5
9	東京海上ホールディングス	保険業	1.4
10	三菱商事	卸売業	1.3

### ■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)



・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。

・2025年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

#### (2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

#### (3) 販売単位

1円以上1円単位（当初元本1口=1円）とします。

#### (4) 販売価額

取得申込日の基準価額とします。

#### (5) 申込代金の支払い

取得申込日の翌営業日までに申込金額を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

#### (6) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

#### (7) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2 【換金（解約）手続等】

### (1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

### (2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。  
(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

### (3) 換金単位

1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

### (4) 換金価額

解約申込みの受付日の基準価額となります。

### (5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

### (6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日より4営業日目から販売会社において支払います。

### (7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けを中止した場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとします。

### (8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 3 【資産管理等の概要】

## (1) 【資産の評価】

### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法\*により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

\*一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

## (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限とします(2001年11月22日設定)。

## (4) 【計算期間】

原則として、毎年9月30日から翌年9月29日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### (a) ファンドの線上償還条項

委託者は、信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参考下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間(2023年9月30日から2024年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年12月10日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）の2023年9月30日から2024年9月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）の2024年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

### 【トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 22 期 (2023 年 9 月 29 日現在)	第 23 期 (2024 年 9 月 30 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	82,417,188	113,930,590
親投資信託受益証券	34,497,691,860	41,405,651,430
未収入金	5,959,974	27,087,765
未収利息	-	740
流動資産合計	34,586,069,022	41,546,670,525
資産合計	34,586,069,022	41,546,670,525
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	5,959,973	6,147,876
未払解約金	53,368,865	97,339,746
未払受託者報酬	3,575,961	4,650,268
未払委託者報酬	21,455,727	27,901,515
未払利息	163	-
その他未払費用	536,332	697,474
流動負債合計	84,897,021	136,736,879
負債合計	84,897,021	136,736,879
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	11,919,947,506	12,295,753,954
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,581,224,495	29,114,179,692
（分配準備積立金）	10,572,103,739	13,286,654,614
元本等合計	34,501,172,001	41,409,933,646
純資産合計	34,501,172,001	41,409,933,646
負債純資産合計	34,586,069,022	41,546,670,525

#### (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 22 期 自 2022 年 9 月 30 日 至 2023 年 9 月 29 日	第 23 期 自 2023 年 9 月 30 日 至 2024 年 9 月 30 日
<b>営業収益</b>		
受取利息	43	53,458
有価証券売買等損益	7,359,316,868	5,794,508,702
営業収益合計	7,359,316,911	5,794,562,160
<b>営業費用</b>		

支払利息	20,676	4,963
受託者報酬	6,592,037	8,680,552
委託者報酬	39,552,078	52,083,146
その他費用	988,682	1,301,959
営業費用合計	47,153,473	62,070,620
営業利益又は営業損失 (△)	7,312,163,438	5,732,491,540
経常利益又は経常損失 (△)	7,312,163,438	5,732,491,540
当期純利益又は当期純損失 (△)	7,312,163,438	5,732,491,540
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	672,438,838	885,468,775
期首剰余金又は期首次損金 (△)	14,744,048,677	22,581,224,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,215,242,915	6,928,900,417
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,215,242,915	6,928,900,417
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,011,831,724	5,236,820,109
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,011,831,724	5,236,820,109
分配金	5,959,973	6,147,876
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	22,581,224,495	29,114,179,692

### (3) 【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年9月30日から2024年9月30日までとなっております。

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

#### (貸借対照表に関する注記)

第22期 2023年9月29日現在		第23期 2024年9月30日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	11,919,947,506口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	12,295,753,954口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.8944円 (28,944円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	3.3678円 (33,678円)

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自 2022年9月30日 至 2023年9月29日			第23期 自 2023年9月30日 至 2024年9月30日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	723,451,372円	費用控除後の配当等収益額	A	855,631,539円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,239,085,271円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,991,391,226円
収益調整金額	C	17,094,188,822円	収益調整金額	C	20,111,492,515円
分配準備積立金額	D	5,615,527,069円	分配準備積立金額	D	8,445,779,725円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,672,252,534円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,404,295,005円
当ファンドの期末残存口数	F	11,919,947,506口	当ファンドの期末残存口数	F	12,295,753,954口

10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	23,215 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	5,959,973 円

10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	27,167 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	6,147,876 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 22 期 自 2022 年 9 月 30 日 至 2023 年 9 月 29 日	第 23 期 自 2023 年 9 月 30 日 至 2024 年 9 月 30 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 22 期 2023 年 9 月 29 日現在	第 23 期 2024 年 9 月 30 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 22 期 自 2022 年 9 月 30 日 至 2023 年 9 月 29 日	第 23 期 自 2023 年 9 月 30 日 至 2024 年 9 月 30 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事者はございません。	同左

(その他の注記)

## 1 元本の移動

第 22 期 自 2022 年 9 月 30 日 至 2023 年 9 月 29 日		第 23 期 自 2023 年 9 月 30 日 至 2024 年 9 月 30 日	
期首元本額	11,576,978,751 円	期首元本額	11,919,947,506 円
期中追加設定元本額	2,673,604,898 円	期中追加設定元本額	3,097,638,276 円
期中一部解約元本額	2,330,636,143 円	期中一部解約元本額	2,721,831,828 円

## 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

種類	第 22 期 自 2022 年 9 月 30 日 至 2023 年 9 月 29 日	第 23 期 自 2023 年 9 月 30 日 至 2024 年 9 月 30 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	7,192,676,682	5,560,209,366
合計	7,192,676,682	5,560,209,366

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

### 第 1 有価証券明細表

#### (1) 株式(2024 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券(2024 年 9 月 30 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	トピックス・インデックスマザーフ ンド	19,153,321,968	41,405,651,430	
		銘柄数 : 1 組入時価比率 : 100.0%	19,153,321,968	41,405,651,430 100.0%	
合計				41,405,651,430	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

### 第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは「トピックス・インデックススマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

トピックス・インデックススマザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

(2024 年 9 月 30 日現在)

## 資産の部

### 流動資産

コール・ローン	1, 593, 155, 718
株式	65, 512, 728, 150
派生商品評価勘定	63, 050, 745
未収入金	34, 695, 210
未収配当金	650, 451, 209
未収利息	10, 358
差入委託証拠金	36, 963, 505
流動資産合計	67, 891, 054, 895
資産合計	67, 891, 054, 895

## 負債の部

### 流動負債

派生商品評価勘定	14, 226, 965
未払金	32, 730, 940
未払解約金	297, 531, 342
流動負債合計	344, 489, 247
負債合計	344, 489, 247

## 純資産の部

### 元本等

元本	31, 246, 010, 683
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	36, 300, 554, 965
元本等合計	67, 546, 565, 648
純資産合計	67, 546, 565, 648
負債純資産合計	67, 891, 054, 895

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年9月30日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

2,1618円

(10,000口当たり純資産額)

(21,618円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年9月30日

至 2024年9月30日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年9月30日現在

期首

2023年9月30日

本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額

31,305,213,764円

同期中における追加設定元本額

2,221,073,069円

同期中における一部解約元本額

2,280,276,150円

期末元本額

31,246,010,683円

期末元本額の内訳\*

トピックス・インデックス・オープン

12,092,688,715円

トピックス・インデックス・オープン(確定拠出年金向け)

19,153,321,968円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年9月30日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	1,000	4,365.00	4,365,000	
		ニッスイ	24,700	917.50	22,662,250	
		マルハニチロ	3,700	3,171.00	11,732,700	
		雪国まいたけ	2,100	1,001.00	2,102,100	
		カネコ種苗	700	1,390.00	973,000	
		サカタのタネ	2,700	3,530.00	9,531,000	
		ホクト	2,000	1,821.00	3,642,000	
		ホクリヨウ	100	1,008.00	100,800	
		住石ホールディングス	3,500	921.00	3,223,500	
		日鉄鉱業	1,000	4,270.00	4,270,000	
		三井松島ホールディングス	1,500	4,825.00	7,237,500	
		I N P E X	74,600	1,938.00	144,574,800	
		石油資源開発	14,300	1,042.00	14,900,600	
		K&Oエナジーグループ	1,100	3,195.00	3,514,500	
		ショーボンドホールディングス	3,200	5,672.00	18,150,400	
		ミライト・ワン	7,400	2,124.00	15,717,600	
		タマホーム	1,600	4,010.00	6,416,000	
		サンヨーホームズ	100	719.00	71,900	
		日本アクア	300	906.00	271,800	
		ファーストコーポレーション	200	795.00	159,000	
		ベステラ	100	925.00	92,500	
		キャンディール	100	528.00	52,800	
		ダイセキ環境ソリューション	100	1,147.00	114,700	
		第一カッター興業	700	1,476.00	1,033,200	
		安藤・間	14,300	1,119.00	16,001,700	
		東急建設	7,700	706.00	5,436,200	
		コムシスホールディングス	7,900	3,125.00	24,687,500	
		ビーアールホールディングス	3,600	350.00	1,260,000	
		高松コンストラクショングループ	1,800	2,937.00	5,286,600	
		東建コーポレーション	600	11,300.00	6,780,000	
		ソネック	100	923.00	92,300	
		ヤマウラ	1,300	1,158.00	1,505,400	

オリエンタル白石	9,100	390.00	3,549,000	
大成建設	15,800	6,260.00	98,908,000	
大林組	61,700	1,813.00	111,862,100	
清水建設	48,900	983.50	48,093,150	
飛島建設	1,800	1,439.00	2,590,200	
長谷工コー ポレーション	15,800	1,872.50	29,585,500	
松井建設	1,600	771.00	1,233,600	
錢高組	100	3,400.00	340,000	
鹿島建設	38,300	2,675.50	102,471,650	
不動テトラ	1,200	2,289.00	2,746,800	
大末建設	200	1,604.00	320,800	
鉄建建設	1,200	2,356.00	2,827,200	
西松建設	3,300	5,087.00	16,787,100	
三井住友建設	12,800	400.00	5,120,000	
大豊建設	600	3,465.00	2,079,000	
佐田建設	200	903.00	180,600	
ナカノフドー建設	300	490.00	147,000	
奥村組	2,800	4,340.00	12,152,000	
東鉄工業	2,100	3,410.00	7,161,000	
イチケン	100	2,485.00	248,500	
富士ピー・エス	200	435.00	87,000	
浅沼組	6,400	682.00	4,364,800	
戸田建設	23,400	941.90	22,040,460	
熊谷組	2,800	3,600.00	10,080,000	
北野建設	100	4,020.00	402,000	
植木組	100	1,574.00	157,400	
矢作建設工業	2,300	1,534.00	3,528,200	
ピーエス・コンストラクション	2,200	1,049.00	2,307,800	
日本ハウスホールディングス	3,700	352.00	1,302,400	
新日本建設	2,400	1,591.00	3,818,400	
東亜道路工業	3,300	1,379.00	4,550,700	
日本道路	2,000	1,721.00	3,442,000	
東亜建設工業	5,200	980.00	5,096,000	
日本国土開発	4,900	500.00	2,450,000	
若築建設	600	3,435.00	2,061,000	
東洋建設	4,300	1,334.00	5,736,200	

五洋建設	24,500	639.20	15,660,400	
世紀東急工業	2,200	1,533.00	3,372,600	
福田組	700	5,380.00	3,766,000	
住友林業	14,900	7,095.00	105,715,500	
日本基礎技術	200	684.00	136,800	
巴コー・ボレーション	500	882.00	441,000	
大和ハウス工業	47,700	4,505.00	214,888,500	
ライト工業	3,200	2,165.00	6,928,000	
積水ハウス	52,400	3,974.00	208,237,600	
日特建設	1,600	1,026.00	1,641,600	
北陸電気工事	1,200	1,207.00	1,448,400	
ユアテック	3,800	1,532.00	5,821,600	
日本リーテック	1,300	1,090.00	1,417,000	
四電工	2,200	1,270.00	2,794,000	
中電工	2,700	3,355.00	9,058,500	
関電工	10,800	2,226.00	24,040,800	
きんでん	12,000	3,150.00	37,800,000	
東京エネシス	1,600	1,105.00	1,768,000	
トーエネック	2,900	930.00	2,697,000	
住友電設	1,600	4,400.00	7,040,000	
日本電設工業	3,200	1,919.00	6,140,800	
エクシオグループ	16,900	1,555.50	26,287,950	
新日本空調	1,100	3,465.00	3,811,500	
九電工	3,700	6,763.00	25,023,100	
三機工業	3,600	2,399.00	8,636,400	
日揮ホールディングス	17,100	1,252.50	21,417,750	
中外炉工業	600	2,613.00	1,567,800	
ヤマト	300	971.00	291,300	
太平電業	1,100	5,180.00	5,698,000	
高砂熱学工業	4,600	5,140.00	23,644,000	
三晃金属工業	100	4,005.00	400,500	
朝日工業社	1,600	1,309.00	2,094,400	
明星工業	3,300	1,196.00	3,946,800	
大氣社	2,000	4,895.00	9,790,000	
ダイダン	2,300	2,940.00	6,762,000	
日比谷総合設備	1,300	3,405.00	4,426,500	

フィル・カンパニー	300	604.00	181,200	
テスホールディングス	3,700	294.00	1,087,800	
インフロニア・ホールディングス	19,900	1,172.50	23,332,750	
レイズネクスト	2,500	1,653.00	4,132,500	
ニップン	5,200	2,219.00	11,538,800	
日清製粉グループ本社	16,000	1,818.50	29,096,000	
日東富士製粉	300	6,980.00	2,094,000	
昭和産業	1,600	2,920.00	4,672,000	
鳥越製粉	300	680.00	204,000	
中部飼料	2,400	1,481.00	3,554,400	
フィード・ワン	2,500	888.00	2,220,000	
東洋精糖	100	1,420.00	142,000	
日本甜菜製糖	1,000	2,705.00	2,705,000	
DM三井製糖ホールディングス	1,700	3,365.00	5,720,500	
塩水港精糖	500	280.00	140,000	
ウェルネオシュガー	900	2,199.00	1,979,100	
森永製菓	7,200	2,869.50	20,660,400	
中村屋	400	3,250.00	1,300,000	
江崎グリコ	5,000	4,389.00	21,945,000	
名糖産業	700	1,814.00	1,269,800	
井村屋グループ	1,000	2,512.00	2,512,000	
不二家	1,200	2,770.00	3,324,000	
山崎製パン	11,600	2,845.50	33,007,800	
第一屋製パン	100	631.00	63,100	
モロゾフ	600	4,545.00	2,727,000	
亀田製菓	1,000	4,475.00	4,475,000	
寿スピリッツ	8,200	1,820.50	14,928,100	
カルビー	7,900	3,493.00	27,594,700	
森永乳業	6,100	3,513.00	21,429,300	
六甲バター	1,300	1,580.00	2,054,000	
ヤクルト本社	24,800	3,319.00	82,311,200	
明治ホールディングス	21,200	3,590.00	76,108,000	
雪印メグミルク	4,200	2,706.00	11,365,200	
プリマハム	2,300	2,374.00	5,460,200	
日本ハム	7,500	5,333.00	39,997,500	
林兼産業	100	479.00	47,900	

丸大食品	1,700	1,818.00	3,090,600	
S Foods	1,900	2,763.00	5,249,700	
柿安本店	700	2,665.00	1,865,500	
伊藤ハム米久ホールディングス	2,600	3,865.00	10,049,000	
サッポロホールディングス	5,700	7,909.00	45,081,300	
アサヒグループホールディングス	130,100	1,878.50	244,392,850	
キリンホールディングス	72,200	2,186.00	157,829,200	
シマダヤ	600	1,880.00	1,128,000	
宝ホールディングス	11,700	1,217.00	14,238,900	
オエノンホールディングス	5,600	425.00	2,380,000	
養命酒製造	600	2,386.00	1,431,600	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールデ	12,200	1,994.00	24,326,800	
ライフドリンク カンパニー	1,400	1,917.00	2,683,800	
サントリー食品インターナショナル	12,200	5,394.00	65,806,800	
ダイドーグループホールディングス	2,000	3,030.00	6,060,000	
伊藤園	5,800	3,413.00	19,795,400	
キーコーヒー	1,900	2,010.00	3,819,000	
ユニカフェ	100	935.00	93,500	
日清オイリオグループ	2,400	5,270.00	12,648,000	
不二製油グループ本社	4,000	3,171.00	12,684,000	
J-オイルミルズ	2,000	2,101.00	4,202,000	
キッコーマン	57,400	1,628.00	93,447,200	
味の素	40,700	5,546.00	225,722,200	
ブルドックソース	900	1,725.00	1,552,500	
キューピー	9,300	3,580.00	33,294,000	
ハウス食品グループ本社	5,800	3,046.00	17,666,800	
カゴメ	7,400	3,208.00	23,739,200	
アリアケジャパン	1,700	5,290.00	8,993,000	
ピエトロ	100	1,765.00	176,500	
エバラ食品工業	400	2,801.00	1,120,400	
やまみ	100	4,615.00	461,500	
ニチレイ	7,900	4,467.00	35,289,300	
東洋水産	8,800	9,349.00	82,271,200	
イートアンドホールディングス	800	2,056.00	1,644,800	
大冷	100	1,906.00	190,600	

ヨシムラ・フード・ホールディングス	800	1,811.00	1,448,800	
日清食品ホールディングス	18,300	4,007.00	73,328,100	
一正蒲鉾	200	750.00	150,000	
フジッコ	1,800	1,719.00	3,094,200	
ロック・フィールド	2,100	1,468.00	3,082,800	
日本たばこ産業	105,300	4,179.00	440,048,700	
ケンコーマヨネーズ	1,200	2,236.00	2,683,200	
わらべや日洋ホールディングス	1,200	2,324.00	2,788,800	
なとり	1,100	2,121.00	2,333,100	
イフジ産業	100	1,446.00	144,600	
ファーマフーズ	2,300	891.00	2,049,300	
ユーグレナ	10,800	448.00	4,838,400	
紀文食品	1,500	1,156.00	1,734,000	
ピックルスホールディングス	1,000	1,032.00	1,032,000	
ミヨシ油脂	100	1,606.00	160,600	
理研ビタミン	1,500	2,582.00	3,873,000	
片倉工業	1,600	2,061.00	3,297,600	
グンゼ	1,300	5,630.00	7,319,000	
東洋紡	7,600	991.00	7,531,600	
ユニチカ	5,700	312.00	1,778,400	
富士紡ホールディングス	800	4,545.00	3,636,000	
倉敷紡績	1,300	4,850.00	6,305,000	
シキボウ	1,300	1,066.00	1,385,800	
日本毛織	4,500	1,321.00	5,944,500	
ダイトウボウ	600	103.00	61,800	
トーア紡コーポレーション	200	397.00	79,400	
ダイドーリミテッド	500	917.00	458,500	
帝国繊維	2,000	3,075.00	6,150,000	
帝人	16,900	1,416.00	23,930,400	
東レ	118,100	843.20	99,581,920	
住江織物	100	2,053.00	205,300	
日本フェルト	200	486.00	97,200	
アツギ	300	764.00	229,200	
ダイニック	100	753.00	75,300	
セーレン	3,400	2,702.00	9,186,800	

ソトー	100	692.00	69,200	
小松マテーレ	2,600	765.00	1,989,000	
ワコールホールディングス	3,300	4,481.00	14,787,300	
ホギメディカル	2,100	4,665.00	9,796,500	
クラウディアホールディングス	100	370.00	37,000	
T S I ホールディングス	5,300	877.00	4,648,100	
マツオカコーポレーション	100	1,790.00	179,000	
ワールド	2,500	1,918.00	4,795,000	
三陽商会	800	2,380.00	1,904,000	
ナイガイ	100	234.00	23,400	
オンワードホールディングス	10,400	527.00	5,480,800	
ルックホールディングス	600	2,595.00	1,557,000	
ゴールドワイン	3,100	8,278.00	25,661,800	
デサント	3,000	4,345.00	13,035,000	
キング	100	762.00	76,200	
ヤマトイインターナショナル	300	320.00	96,000	
特種東海製紙	900	3,710.00	3,339,000	
王子ホールディングス	73,400	574.00	42,131,600	
日本製紙	9,900	980.00	9,702,000	
三菱製紙	500	533.00	266,500	
北越コーポレーション	8,700	1,568.00	13,641,600	
中越パルプ工業	200	1,273.00	254,600	
大王製紙	7,800	906.20	7,068,360	
阿波製紙	100	446.00	44,600	
レンゴー	16,100	998.90	16,082,290	
トモク	1,000	2,355.00	2,355,000	
ザ・パック	1,300	3,675.00	4,777,500	
北の達人コーポレーション	7,400	166.00	1,228,400	
クラレ	25,700	2,119.50	54,471,150	
旭化成	119,300	1,082.00	129,082,600	
共和レザー	200	654.00	130,800	
巴川コーポレーション	100	743.00	74,300	
レゾナック・ホールディングス	15,800	3,680.00	58,144,000	
住友化学	130,800	407.50	53,301,000	
住友精化	800	5,150.00	4,120,000	
日産化学	8,200	5,126.00	42,033,200	

ラサ工業	700	2,680.00	1,876,000	
クレハ	3,600	2,843.00	10,234,800	
多木化学	700	3,825.00	2,677,500	
ティカ	1,400	1,647.00	2,305,800	
石原産業	2,900	1,507.00	4,370,300	
片倉コーポアグリ	100	981.00	98,100	
日本曹達	4,100	2,494.00	10,225,400	
東ソー	23,500	1,913.00	44,955,500	
トクヤマ	5,700	2,883.50	16,435,950	
セントラル硝子	1,900	3,400.00	6,460,000	
東亞合成	8,500	1,615.50	13,731,750	
大阪ソーダ	6,200	1,919.00	11,897,800	
関東電化工業	3,400	948.00	3,223,200	
デンカ	6,400	2,252.50	14,416,000	
信越化学工業	158,100	5,977.00	944,963,700	
日本カーバイド工業	900	1,705.00	1,534,500	
堺化学工業	1,300	2,561.00	3,329,300	
第一稀元素化学工業	1,900	826.00	1,569,400	
エア・ウォーター	16,600	2,011.50	33,390,900	
日本酸素ホールディングス	17,100	5,213.00	89,142,300	
日本化学工業	600	2,865.00	1,719,000	
東邦アセチレン	400	344.00	137,600	
日本パーカライジング	7,900	1,241.00	9,803,900	
高圧ガス工業	2,600	867.00	2,254,200	
チタン工業	100	904.00	90,400	
四国化成ホールディングス	2,000	2,057.00	4,114,000	
戸田工業	400	1,769.00	707,600	
ステラ ケミファ	1,000	4,125.00	4,125,000	
保土谷化学工業	600	4,560.00	2,736,000	
日本触媒	10,300	1,734.00	17,860,200	
大日精化工業	1,200	3,005.00	3,606,000	
カネカ	4,300	3,902.00	16,778,600	
三菱瓦斯化学	12,900	2,769.50	35,726,550	
三井化学	14,500	3,805.00	55,172,500	
東京応化工業	8,400	3,489.00	29,307,600	
大阪有機化学工業	1,500	3,125.00	4,687,500	

三菱ケミカルグループ	128,900	918.90	118,446,210	
K H ネオケム	3,200	2,100.00	6,720,000	
ダイセル	21,900	1,332.50	29,181,750	
住友バークライト	4,900	4,017.00	19,683,300	
積水化学工業	35,100	2,231.50	78,325,650	
日本ゼオン	12,100	1,359.50	16,449,950	
アイカ工業	4,400	3,397.00	14,946,800	
U B E	8,400	2,669.50	22,423,800	
積水樹脂	2,600	2,309.00	6,003,400	
タキロンシーアイ	4,500	866.00	3,897,000	
旭有機材	1,200	4,070.00	4,884,000	
ニチバン	1,000	1,910.00	1,910,000	
リケンテクノス	3,300	1,035.00	3,415,500	
大倉工業	800	2,677.00	2,141,600	
積水化成品工業	2,500	392.00	980,000	
群栄化学工業	400	2,704.00	1,081,600	
タイガースポリマー	200	736.00	147,200	
ミライアル	100	1,463.00	146,300	
ダイキアクシス	200	742.00	148,400	
ダイキヨーニシカワ	3,900	639.00	2,492,100	
竹本容器	100	846.00	84,600	
森六ホールディングス	900	2,223.00	2,000,700	
恵和	1,100	1,080.00	1,188,000	
日本化薬	13,500	1,249.00	16,861,500	
カーリット	1,900	1,183.00	2,247,700	
日本精化	1,200	2,305.00	2,766,000	
扶桑化学工業	1,900	3,980.00	7,562,000	
トリケミカル研究所	2,100	3,485.00	7,318,500	
A D E K A	6,100	2,916.50	17,790,650	
日油	16,000	2,460.00	39,360,000	
新日本理化	500	192.00	96,000	
ハリマ化成グループ	1,400	843.00	1,180,200	
花王	42,900	7,109.00	304,976,100	
第一工業製薬	700	3,220.00	2,254,000	
石原ケミカル	800	2,472.00	1,977,600	
日華化学	200	1,222.00	244,400	

ニイタカ	100	1,917.00	191,700	
三洋化成工業	1,100	4,145.00	4,559,500	
有機合成薬品工業	300	267.00	80,100	
大日本塗料	2,000	1,090.00	2,180,000	
日本ペイントホールディングス	78,000	1,097.50	85,605,000	
関西ペイント	15,200	2,552.00	38,790,400	
神東塗料	300	133.00	39,900	
中国塗料	3,600	2,038.00	7,336,800	
日本特殊塗料	300	1,174.00	352,200	
藤倉化成	2,000	466.00	932,000	
太陽ホールディングス	3,100	3,700.00	11,470,000	
D I C	6,300	3,243.00	20,430,900	
サカタインクス	3,900	1,611.00	6,282,900	
a r t i e n c e	3,200	3,870.00	12,384,000	
富士フィルムホールディングス	98,200	3,688.00	362,161,600	
資生堂	36,900	3,875.00	142,987,500	
ライオン	22,500	1,615.00	36,337,500	
高砂香料工業	1,300	5,510.00	7,163,000	
マンダム	3,800	1,239.00	4,708,200	
ミルボン	2,800	3,168.00	8,870,400	
コーワー	3,600	9,284.00	33,422,400	
コタ	1,800	1,649.00	2,968,200	
シーボン	100	1,282.00	128,200	
ポーラ・オルビスホールディングス	9,000	1,479.00	13,311,000	
ノエビアホールディングス	1,600	5,170.00	8,272,000	
アジュバンホールディングス	100	822.00	82,200	
新日本製薬	1,000	1,710.00	1,710,000	
I - n e	600	1,819.00	1,091,400	
アクシージア	1,200	638.00	765,600	
エステー	1,400	1,478.00	2,069,200	
アグロ カネショウ	600	1,278.00	766,800	
コニシ	5,100	1,208.00	6,160,800	
長谷川香料	3,400	3,275.00	11,135,000	
小林製薬	4,600	5,703.00	26,233,800	
荒川化学工業	1,500	1,224.00	1,836,000	
メック	1,500	3,680.00	5,520,000	

日本高純度化学	400	3,155.00	1,262,000	
タカラバイオ	4,800	1,006.00	4,828,800	
J C U	2,000	3,485.00	6,970,000	
新田ゼラチン	300	871.00	261,300	
O A Tアグリオ	700	2,074.00	1,451,800	
デクセリアルズ	13,100	2,025.50	26,534,050	
アース製薬	1,600	5,330.00	8,528,000	
北興化学工業	1,600	1,320.00	2,112,000	
大成ラミック	500	2,632.00	1,316,000	
クミアイ化学工業	7,000	842.00	5,894,000	
日本農薬	3,200	605.00	1,936,000	
アキレス	1,100	1,485.00	1,633,500	
有沢製作所	3,100	1,422.00	4,408,200	
日東電工	55,800	2,388.50	133,278,300	
レック	2,300	1,312.00	3,017,600	
三光合成	2,200	569.00	1,251,800	
きもと	600	233.00	139,800	
藤森工業	1,400	4,405.00	6,167,000	
前澤化成工業	1,100	1,768.00	1,944,800	
未来工業	600	3,515.00	2,109,000	
ウェーブロックホールディングス	100	610.00	61,000	
J S P	1,200	1,938.00	2,325,600	
エフピコ	3,300	2,863.50	9,449,550	
天馬	1,200	2,604.00	3,124,800	
信越ポリマー	3,800	1,550.00	5,890,000	
東リ	900	382.00	343,800	
ニフコ	5,300	3,636.00	19,270,800	
バルカー	1,500	3,295.00	4,942,500	
ユニ・チャーム	36,800	5,183.00	190,734,400	
ショーエイコー ポレーション	100	575.00	57,500	
協和キリン	21,300	2,527.00	53,825,100	
武田薬品工業	156,200	4,103.00	640,888,600	
アステラス製薬	154,800	1,647.00	254,955,600	
住友ファーマ	13,100	596.00	7,807,600	
塩野義製薬	64,400	2,053.50	132,245,400	
わかもと製薬	400	265.00	106,000	

日本新薬	4,600	3,726.00	17,139,600	
中外製薬	55,300	6,932.00	383,339,600	
科研製薬	3,000	3,823.00	11,469,000	
エーザイ	21,500	5,345.00	114,917,500	
ロート製薬	17,100	3,572.00	61,081,200	
小野薬品工業	36,100	1,911.50	69,005,150	
久光製薬	3,900	3,863.00	15,065,700	
持田製薬	2,000	3,355.00	6,710,000	
参天製薬	31,100	1,734.50	53,942,950	
扶桑薬品工業	600	2,247.00	1,348,200	
ツムラ	5,600	4,512.00	25,267,200	
キッセイ薬品工業	2,900	3,545.00	10,280,500	
生化学工業	3,000	850.00	2,550,000	
榮研化学	3,000	2,324.00	6,972,000	
鳥居薬品	900	3,875.00	3,487,500	
J C R ファーマ	6,000	657.00	3,942,000	
東和薬品	2,700	3,010.00	8,127,000	
富士製薬工業	1,300	1,273.00	1,654,900	
ゼリア新薬工業	2,400	2,270.00	5,448,000	
ネクセラファーマ	8,300	1,232.00	10,225,600	
第一三共	153,800	4,709.00	724,244,200	
杏林製薬	3,800	1,520.00	5,776,000	
大幸薬品	4,000	392.00	1,568,000	
ダイト	1,300	2,249.00	2,923,700	
大塚ホールディングス	44,100	8,083.00	356,460,300	
ペプチドリーム	8,600	2,661.00	22,884,600	
セルソース	1,200	1,250.00	1,500,000	
あすか製薬ホールディングス	1,800	2,218.00	3,992,400	
サワイグループホールディングス	12,100	2,037.50	24,653,750	
日本コークス工業	17,900	99.00	1,772,100	
ニチレキ	2,300	2,502.00	5,754,600	
ユシロ化学工業	900	1,562.00	1,405,800	
ビービー・カストロール	200	880.00	176,000	
富士石油	5,100	353.00	1,800,300	
MORESCO	100	1,218.00	121,800	
出光興産	91,700	1,028.00	94,267,600	

ENEOSホールディングス	279,500	778.70	217,646,650	
コスモエネルギーホールディングス	5,200	7,814.00	40,632,800	
横浜ゴム	8,900	3,212.00	28,586,800	
TOYO TIRE	10,100	2,087.00	21,078,700	
ブリヂストン	51,700	5,500.00	284,350,000	
住友ゴム工業	17,300	1,567.50	27,117,750	
藤倉コンポジット	1,700	1,185.00	2,014,500	
オカモト	800	5,230.00	4,184,000	
フコク	900	1,765.00	1,588,500	
ニッタ	1,800	3,690.00	6,642,000	
住友理工	2,700	1,457.00	3,933,900	
三ツ星ベルト	2,000	3,975.00	7,950,000	
バンドー化学	2,600	1,769.00	4,599,400	
日東紡績	2,200	5,890.00	12,958,000	
AGC	17,200	4,647.00	79,928,400	
日本板硝子	8,400	373.00	3,133,200	
石塚硝子	100	2,380.00	238,000	
日本山村硝子	100	1,515.00	151,500	
日本電気硝子	6,600	3,362.00	22,189,200	
オハラ	800	1,437.00	1,149,600	
住友大阪セメント	2,900	4,086.00	11,849,400	
太平洋セメント	10,100	3,369.00	34,026,900	
日本ヒューム	1,500	1,332.00	1,998,000	
日本コンクリート工業	3,400	341.00	1,159,400	
三谷セキサン	700	5,680.00	3,976,000	
アジアパイルホールディングス	2,500	829.00	2,072,500	
東海カーボン	16,300	921.00	15,012,300	
日本カーボン	1,000	4,515.00	4,515,000	
東洋炭素	1,200	5,690.00	6,828,000	
ノリタケ	2,000	3,905.00	7,810,000	
TOTO	11,600	5,337.00	61,909,200	
日本碍子	20,500	1,871.00	38,355,500	
日本特殊陶業	14,400	3,995.00	57,528,000	
ダントーホールディングス	100	351.00	35,100	
MARUWA	700	41,950.00	29,365,000	
品川リフラクトリーズ	2,200	1,699.00	3,737,800	

黒崎播磨	1,400	2,227.00	3,117,800	
ヨータイ	1,000	1,699.00	1,699,000	
東京窯業	400	403.00	161,200	
ニッカトー	200	544.00	108,800	
フジミインコーポレーテッド	4,700	2,370.00	11,139,000	
クニミネ工業	100	1,070.00	107,000	
エーアンドエーマテリアル	100	1,177.00	117,700	
ニチアス	4,500	5,690.00	25,605,000	
ニチハ	2,200	3,475.00	7,645,000	
日本製鉄	86,100	3,198.00	275,347,800	
神戸製鋼所	36,500	1,711.50	62,469,750	
中山製鋼所	4,200	776.00	3,259,200	
合同製鐵	1,000	4,125.00	4,125,000	
J F E ホールディングス	50,500	1,918.50	96,884,250	
東京製鐵	5,100	1,984.00	10,118,400	
共英製鋼	2,100	1,730.00	3,633,000	
大和工業	3,400	7,157.00	24,333,800	
東京鐵鋼	800	5,150.00	4,120,000	
大阪製鐵	800	3,425.00	2,740,000	
淀川製鋼所	1,900	5,590.00	10,621,000	
中部鋼鉄	1,200	2,511.00	3,013,200	
丸一鋼管	5,500	3,363.00	18,496,500	
モリ工業	500	5,180.00	2,590,000	
大同特殊鋼	11,400	1,404.50	16,011,300	
日本高周波鋼業	200	391.00	78,200	
日本冶金工業	1,300	4,530.00	5,889,000	
山陽特殊製鋼	1,800	1,914.00	3,445,200	
愛知製鋼	1,000	3,925.00	3,925,000	
日本金属	100	677.00	67,700	
大平洋金属	1,500	1,378.00	2,067,000	
新日本電工	10,800	306.00	3,304,800	
栗本鐵工所	800	4,095.00	3,276,000	
虹技	100	1,068.00	106,800	
三菱製鋼	1,300	1,356.00	1,762,800	
日亜鋼業	400	302.00	120,800	
日本精線	1,400	1,229.00	1,720,600	

エンビプロ・ホールディングス	1,800	498.00	896,400	
シンニッタン	500	212.00	106,000	
新家工業	100	4,760.00	476,000	
大紀アルミニウム工業所	2,300	1,080.00	2,484,000	
日本軽金属ホールディングス	5,300	1,628.00	8,628,400	
三井金属鉱業	5,300	4,880.00	25,864,000	
三菱マテリアル	13,000	2,575.00	33,475,000	
住友金属鉱山	21,100	4,291.00	90,540,100	
DOWAホールディングス	4,500	5,255.00	23,647,500	
古河機械金属	2,400	1,614.00	3,873,600	
大阪チタニウムテクノロジーズ	3,100	2,484.00	7,700,400	
東邦チタニウム	3,800	1,132.00	4,301,600	
UACJ	2,500	5,120.00	12,800,000	
CKサンエツ	400	3,450.00	1,380,000	
古河電気工業	6,000	3,608.00	21,648,000	
住友電気工業	67,900	2,295.50	155,864,450	
フジクラ	21,400	4,818.00	103,105,200	
SWCC	2,000	5,730.00	11,460,000	
タツタ電線	1,400	777.00	1,087,800	
カナレ電気	100	1,451.00	145,100	
平河ヒューテック	1,200	1,485.00	1,782,000	
リヨービ	1,900	1,947.00	3,699,300	
アーレスティ	400	573.00	229,200	
AREホールディングス	6,800	1,815.00	12,342,000	
稻葉製作所	1,000	1,737.00	1,737,000	
宮地エンジニアリンググループ	1,800	2,079.00	3,742,200	
トーカロ	5,200	1,916.00	9,963,200	
アルファCO	100	1,183.00	118,300	
SUMCO	34,600	1,542.00	53,353,200	
川田テクノロジーズ	1,300	2,541.00	3,303,300	
RS Technologies	1,400	3,600.00	5,040,000	
ジェイテックコーポレーション	100	1,640.00	164,000	
信和	300	744.00	223,200	
東洋製罐グループホールディングス	10,400	2,251.00	23,410,400	
ホッカンホールディングス	900	1,723.00	1,550,700	
コロナ	1,000	936.00	936,000	

横河ブリッジホールディングス	2,800	2,659.00	7,445,200	
駒井ハルテック	100	1,672.00	167,200	
高田機工	100	1,158.00	115,800	
三和ホールディングス	18,100	3,775.00	68,327,500	
文化シャッター	4,800	1,805.00	8,664,000	
三協立山	2,300	747.00	1,718,100	
アルインコ	1,400	979.00	1,370,600	
東洋シャッター	100	795.00	79,500	
L I X I L	28,400	1,713.50	48,663,400	
日本ファイルコン	300	525.00	157,500	
ノーリツ	2,600	1,822.00	4,737,200	
長府製作所	2,000	1,967.00	3,934,000	
リンナイ	8,700	3,531.00	30,719,700	
ダイニチ工業	200	632.00	126,400	
日東精工	2,600	569.00	1,479,400	
岡部	3,200	792.00	2,534,400	
ジーテクト	2,300	1,570.00	3,611,000	
東プレ	3,200	1,789.00	5,724,800	
高周波熱鍊	2,700	987.00	2,664,900	
東京製綱	1,200	1,084.00	1,300,800	
サンコール	2,000	381.00	762,000	
モリテック スチール	400	186.00	74,400	
パイオラックス	2,200	2,337.00	5,141,400	
エイチワン	1,900	936.00	1,778,400	
日本発條	16,100	1,818.00	29,269,800	
中央発條	1,300	1,168.00	1,518,400	
立川ブラインド工業	800	1,290.00	1,032,000	
三益半導体工業	500	3,685.00	1,842,500	
日本ドライケミカル	100	3,405.00	340,500	
日本製鋼所	4,900	5,024.00	24,617,600	
三浦工業	7,400	3,512.00	25,988,800	
タクマ	6,000	1,603.00	9,618,000	
ツガミ	3,800	1,482.00	5,631,600	
オークマ	3,100	3,063.00	9,495,300	
芝浦機械	1,700	3,950.00	6,715,000	
アマダ	26,900	1,457.50	39,206,750	

アイダエンジニアリング	4,000	767.00	3,068,000	
F U J I	8,400	2,281.00	19,160,400	
牧野フライス製作所	2,000	5,870.00	11,740,000	
オーエスジー	7,800	2,024.50	15,791,100	
旭ダイヤモンド工業	4,100	860.00	3,526,000	
DMG森精機	11,200	3,016.00	33,779,200	
ソディック	4,700	798.00	3,750,600	
ディスコ	8,600	37,490.00	322,414,000	
日東工器	800	2,459.00	1,967,200	
日進工具	1,600	751.00	1,201,600	
パンチ工業	400	419.00	167,600	
富士ダイス	1,300	776.00	1,008,800	
豊和工業	200	870.00	174,000	
リケンN P R	1,900	2,296.00	4,362,400	
東洋機械金属	300	628.00	188,400	
津田駒工業	100	380.00	38,000	
エンシュウ	100	622.00	62,200	
島精機製作所	2,800	1,140.00	3,192,000	
オプトラン	2,900	1,778.00	5,156,200	
イワキポンプ	1,200	2,882.00	3,458,400	
フリュー	1,700	1,057.00	1,796,900	
ヤマシンフィルタ	4,200	513.00	2,154,600	
日阪製作所	1,900	1,051.00	1,996,900	
やまびこ	2,900	2,541.00	7,368,900	
野村マイクロ・サイエンス	2,400	2,426.00	5,822,400	
平田機工	800	4,870.00	3,896,000	
P E G A S U S	2,000	493.00	986,000	
マルマエ	800	1,546.00	1,236,800	
タツモ	1,300	2,935.00	3,815,500	
ナブテスコ	11,200	2,469.00	27,652,800	
三井海洋開発	2,200	3,385.00	7,447,000	
レオン自動機	2,100	1,356.00	2,847,600	
SMC	5,300	63,650.00	337,345,000	
ホソカワミクロン	1,200	4,100.00	4,920,000	
ユニオンツール	800	6,150.00	4,920,000	
瑞光	1,300	1,248.00	1,622,400	

オイレス工業	2,400	2,036.00	4,886,400	
日精エー・エス・ビー機械	600	4,780.00	2,868,000	
サトーホールディングス	2,400	2,095.00	5,028,000	
技研製作所	1,700	1,812.00	3,080,400	
日本エアーテック	800	1,169.00	935,200	
カワタ	100	831.00	83,100	
日精樹脂工業	1,300	921.00	1,197,300	
オカダアイヨン	100	2,087.00	208,700	
ワイエイシイホールディングス	800	2,171.00	1,736,800	
小松製作所	83,300	3,966.00	330,367,800	
住友重機械工業	10,500	3,440.00	36,120,000	
日立建機	7,100	3,471.00	24,644,100	
日工	2,600	689.00	1,791,400	
巴工業	700	4,305.00	3,013,500	
井関農機	1,700	995.00	1,691,500	
TOWA	5,900	2,197.00	12,962,300	
丸山製作所	100	2,410.00	241,000	
北川鉄工所	700	1,210.00	847,000	
ローツェ	9,300	1,970.00	18,321,000	
タカキタ	100	430.00	43,000	
クボタ	92,900	2,031.00	188,679,900	
荏原実業	900	4,070.00	3,663,000	
三菱化工機	600	3,535.00	2,121,000	
月島ホールディングス	2,400	1,287.00	3,088,800	
帝国電機製作所	1,200	2,713.00	3,255,600	
東京機械製作所	100	363.00	36,300	
新東工業	3,600	964.00	3,470,400	
澁谷工業	1,700	3,800.00	6,460,000	
アイチ コーポレーション	2,500	1,174.00	2,935,000	
小森コーポレーション	4,400	1,126.00	4,954,400	
鶴見製作所	1,400	4,040.00	5,656,000	
日本ギア工業	200	468.00	93,600	
酒井重工業	700	2,420.00	1,694,000	
荏原製作所	36,500	2,327.50	84,953,750	
西島製作所	1,500	2,720.00	4,080,000	
北越工業	1,800	1,866.00	3,358,800	

ダイキン工業	21,200	20,075.00	425,590,000	
オルガノ	2,100	7,000.00	14,700,000	
トヨーカネツ	600	4,005.00	2,403,000	
栗田工業	9,900	6,166.00	61,043,400	
椿本チエイン	7,300	1,879.00	13,716,700	
大同工業	200	845.00	169,000	
木村化工機	1,400	706.00	988,400	
アネスト岩田	2,700	1,331.00	3,593,700	
ダイフク	30,000	2,761.50	82,845,000	
サムコ	400	3,355.00	1,342,000	
加藤製作所	200	1,180.00	236,000	
油研工業	100	2,175.00	217,500	
タダノ	10,200	955.40	9,745,080	
フジテック	4,200	4,966.00	20,857,200	
C K D	4,900	2,945.00	14,430,500	
平和	5,300	2,122.00	11,246,600	
理想科学工業	1,400	3,415.00	4,781,000	
SANKYO	17,100	2,106.00	36,012,600	
日本金銭機械	2,100	917.00	1,925,700	
マースグループホールディングス	900	3,295.00	2,965,500	
フクシマガリレイ	1,200	5,470.00	6,564,000	
オーイズミ	100	359.00	35,900	
ダイコク電機	900	3,330.00	2,997,000	
竹内製作所	3,200	4,420.00	14,144,000	
アマノ	5,000	4,306.00	21,530,000	
JUKI	2,800	400.00	1,120,000	
ジャノメ	1,800	826.00	1,486,800	
マックス	2,500	3,600.00	9,000,000	
グローリー	4,300	2,558.00	10,999,400	
新晃工業	1,800	4,690.00	8,442,000	
大和冷機工業	2,700	1,468.00	3,963,600	
セガサミーホールディングス	15,900	2,860.00	45,474,000	
TPR	2,300	2,199.00	5,057,700	
ツバキ・ナカシマ	4,400	703.00	3,093,200	
ホシザキ	11,400	4,984.00	56,817,600	
大豊工業	1,500	612.00	918,000	

日本精工	32,900	720.90	23,717,610	
N T N	38,500	256.30	9,867,550	
ジェイテクト	15,800	1,021.50	16,139,700	
不二越	1,300	3,115.00	4,049,500	
日本トムソン	4,800	471.00	2,260,800	
T H K	10,300	2,514.00	25,894,200	
ユーシン精機	1,400	646.00	904,400	
前澤給装工業	1,300	1,270.00	1,651,000	
イーグル工業	2,000	2,047.00	4,094,000	
前澤工業	200	1,265.00	253,000	
P I L L A R	1,600	4,150.00	6,640,000	
キツツ	5,900	1,041.00	6,141,900	
マキタ	20,300	4,841.00	98,272,300	
三井E & S	8,800	1,131.00	9,952,800	
日立造船	15,700	991.00	15,558,700	
三菱重工業	310,900	2,117.50	658,330,750	
I H I	13,200	7,443.00	98,247,600	
サノヤスホールディングス	600	169.00	101,400	
スター精密	3,000	1,923.00	5,769,000	
日清紡ホールディングス	13,400	958.80	12,847,920	
イビデン	9,300	4,425.00	41,152,500	
コニカミノルタ	39,700	413.20	16,404,040	
ブラザーワークス	23,800	2,780.00	66,164,000	
ミネベアミツミ	30,900	2,818.00	87,076,200	
日立製作所	427,200	3,781.00	1,615,243,200	
三菱電機	194,700	2,303.50	448,491,450	
富士電機	10,800	8,620.00	93,096,000	
東洋電機製造	100	1,153.00	115,300	
安川電機	19,300	4,998.00	96,461,400	
シンフォニアテクノロジー	2,000	5,050.00	10,100,000	
明電舎	3,300	3,345.00	11,038,500	
オリジン	100	1,194.00	119,400	
山洋電気	800	9,630.00	7,704,000	
デンヨー	1,400	2,574.00	3,603,600	
P H C ホールディングス	3,300	1,054.00	3,478,200	
KOKUSAI E L E C T R I C	9,300	3,180.00	29,574,000	

ソシオネクスト	13,000	2,836.00	36,868,000	
東芝テック	2,300	3,470.00	7,981,000	
芝浦メカトロニクス	1,000	7,840.00	7,840,000	
マブチモーター	7,800	2,224.00	17,347,200	
ニデック	78,500	3,006.00	235,971,000	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	1,100	383.00	421,300	
トレックス・セミコンダクター	900	1,551.00	1,395,900	
東光高岳	1,100	1,798.00	1,977,800	
ダブル・スコープ	5,100	363.00	1,851,300	
ダイヘン	1,700	6,520.00	11,084,000	
ヤーマン	3,500	850.00	2,975,000	
J V C ケンウッド	14,000	1,345.00	18,830,000	
ミマキエンジニアリング	1,700	1,365.00	2,320,500	
I - P E X	1,000	1,569.00	1,569,000	
大崎電気工業	3,800	738.00	2,804,400	
オムロン	13,600	6,547.00	89,039,200	
日東工業	2,400	3,010.00	7,224,000	
I D E C	2,600	2,551.00	6,632,600	
正興電機製作所	100	1,289.00	128,900	
不二電機工業	100	1,065.00	106,500	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	6,900	2,847.50	19,647,750	
サクサ	100	2,351.00	235,100	
メルコホールディングス	600	2,292.00	1,375,200	
テクノメディカ	400	1,831.00	732,400	
ダイヤモンドエレクトリックホールディング	700	595.00	416,500	
日本電気	23,300	13,750.00	320,375,000	
富士通	163,600	2,935.50	480,247,800	
沖電気工業	8,000	974.00	7,792,000	
電気興業	700	1,930.00	1,351,000	
サンケン電気	1,700	6,706.00	11,400,200	
ナカヨ	100	1,166.00	116,600	
アイホン	1,000	2,818.00	2,818,000	
ルネサスエレクトロニクス	135,400	2,079.00	281,496,600	
セイコーホームズ	22,800	2,639.50	60,180,600	
ワコム	12,500	683.00	8,537,500	

アルバック	3,900	7,619.00	29,714,100	
アクセル	900	1,328.00	1,195,200	
E I Z O	2,600	2,177.00	5,660,200	
日本信号	4,000	956.00	3,824,000	
京三製作所	3,700	504.00	1,864,800	
能美防災	2,400	2,916.00	6,998,400	
ホーチキ	1,300	2,121.00	2,757,300	
星和電機	200	542.00	108,400	
エレコム	4,200	1,451.00	6,094,200	
パナソニック ホールディングス	210,000	1,243.00	261,030,000	
シャープ	30,000	949.80	28,494,000	
アンリツ	12,500	1,087.00	13,587,500	
富士通ゼネラル	5,000	2,110.00	10,550,000	
ソニーグループ	616,300	2,777.50	1,711,773,250	
T D K	140,700	1,823.00	256,496,100	
帝国通信工業	800	2,379.00	1,903,200	
タムラ製作所	7,100	609.00	4,323,900	
アルプスアルパイン	15,900	1,544.00	24,549,600	
池上通信機	100	677.00	67,700	
日本電波工業	2,100	1,073.00	2,253,300	
鈴木	900	1,635.00	1,471,500	
マイコー	1,800	6,170.00	11,106,000	
日本トリム	400	3,600.00	1,440,000	
フォスター電機	1,300	1,814.00	2,358,200	
S MK	500	2,290.00	1,145,000	
ヨコオ	1,600	1,490.00	2,384,000	
ティック	600	86.00	51,600	
ホシデン	4,000	2,090.00	8,360,000	
ヒロセ電機	2,600	18,210.00	47,346,000	
日本航空電子工業	4,300	2,543.00	10,934,900	
T O A	2,000	972.00	1,944,000	
マクセル	3,900	1,839.00	7,172,100	
古野電気	2,300	1,620.00	3,726,000	
スマダコーポレーション	2,400	916.00	2,198,400	
アイコム	700	2,796.00	1,957,200	
リオン	700	2,123.00	1,486,100	

横河電機	19,400	3,655.00	70,907,000	
新電元工業	700	2,345.00	1,641,500	
アズビル	48,400	1,160.50	56,168,200	
東亜ディーケーケー	200	829.00	165,800	
日本光電工業	14,600	2,127.00	31,054,200	
チノー	700	2,290.00	1,603,000	
共和電業	400	421.00	168,400	
日本電子材料	1,100	2,499.00	2,748,900	
堀場製作所	3,300	9,344.00	30,835,200	
アドバンテスト	50,400	6,741.00	339,746,400	
小野測器	200	581.00	116,200	
エスペック	1,400	2,566.00	3,592,400	
キーエンス	17,600	68,360.00	1,203,136,000	
日置電機	900	8,220.00	7,398,000	
シスメックス	45,600	2,827.00	128,911,200	
日本マイクロニクス	2,900	3,935.00	11,411,500	
メガチップス	1,400	5,200.00	7,280,000	
O B A R A G R O U P	1,100	4,040.00	4,444,000	
原田工業	200	549.00	109,800	
コーチセル	1,900	1,173.00	2,228,700	
イリゾ電子工業	1,600	2,551.00	4,081,600	
オプテックスグループ	3,200	1,551.00	4,963,200	
千代田インテグレ	600	3,375.00	2,025,000	
レーザーテック	8,100	23,605.00	191,200,500	
スタンレー電気	11,000	2,663.50	29,298,500	
ウシオ電機	7,800	2,030.00	15,834,000	
岡谷電機産業	300	235.00	70,500	
ヘリオス テクノ ホールディング	400	941.00	376,400	
エノモト	100	1,385.00	138,500	
日本セラミック	1,600	2,529.00	4,046,400	
遠藤照明	200	1,328.00	265,600	
古河電池	1,300	1,377.00	1,790,100	
山一電機	1,600	2,514.00	4,022,400	
図研	1,500	3,590.00	5,385,000	
日本電子	4,400	5,559.00	24,459,600	
カシオ計算機	12,500	1,188.50	14,856,250	

ファナック	85,200	4,190.00	356,988,000	
日本シイエムケイ	4,100	407.00	1,668,700	
エンプラス	500	6,500.00	3,250,000	
大真空	2,600	593.00	1,541,800	
ローム	31,900	1,606.00	51,231,400	
浜松ホトニクス	28,300	1,875.50	53,076,650	
三井ハイテック	7,800	900.60	7,024,680	
新光電気工業	6,200	5,489.00	34,031,800	
京セラ	109,400	1,660.00	181,604,000	
太陽誘電	8,600	2,915.50	25,073,300	
村田製作所	157,200	2,806.50	441,181,800	
双葉電子工業	3,400	498.00	1,693,200	
北陸電気工業	100	1,323.00	132,300	
ニチコン	4,600	952.00	4,379,200	
日本ケミコン	1,900	1,045.00	1,985,500	
K O A	2,700	1,133.00	3,059,100	
市光工業	3,200	447.00	1,430,400	
小糸製作所	18,200	1,975.00	35,945,000	
ミツバ	3,300	898.00	2,963,400	
S C R E E Nホールディングス	6,000	9,973.00	59,838,000	
キヤノン電子	1,700	2,291.00	3,894,700	
キヤノン	87,800	4,703.00	412,923,400	
リコー	44,100	1,542.50	68,024,250	
象印マホービン	5,300	1,653.00	8,760,900	
MUTOHホールディングス	100	2,378.00	237,800	
東京エレクトロン	37,200	25,290.00	940,788,000	
イノテック	1,200	1,406.00	1,687,200	
トヨタ紡織	7,400	1,868.00	13,823,200	
芦森工業	100	2,272.00	227,200	
ユニプレス	3,200	1,117.00	3,574,400	
豊田自動織機	15,000	11,025.00	165,375,000	
モリタホールディングス	3,100	2,203.00	6,829,300	
三櫻工業	2,700	738.00	1,992,600	
デンソー	145,200	2,125.50	308,622,600	
東海理化電機製作所	5,000	1,960.00	9,800,000	
川崎重工業	14,400	5,805.00	83,592,000	

名村造船所	5, 500	1, 395. 00	7, 672, 500	
日本車輛製造	600	2, 153. 00	1, 291, 800	
三菱ロジスネクスト	2, 800	1, 299. 00	3, 637, 200	
近畿車輛	100	1, 439. 00	143, 900	
日産自動車	231, 600	402. 50	93, 219, 000	
いすゞ自動車	49, 400	1, 931. 00	95, 391, 400	
トヨタ自動車	935, 600	2, 542. 50	2, 378, 763, 000	
日野自動車	26, 500	463. 10	12, 272, 150	
三菱自動車工業	68, 700	384. 50	26, 415, 150	
エフテック	300	514. 00	154, 200	
レシップホールディングス	200	558. 00	111, 600	
G M B	100	1, 165. 00	116, 500	
ファルテック	100	462. 00	46, 200	
武藏精密工業	4, 300	1, 954. 00	8, 402, 200	
日産車体	1, 800	1, 039. 00	1, 870, 200	
新明和工業	5, 100	1, 324. 00	6, 752, 400	
極東開発工業	2, 900	2, 524. 00	7, 319, 600	
トピー工業	1, 400	1, 975. 00	2, 765, 000	
ティラド	400	3, 410. 00	1, 364, 000	
タチエス	3, 200	1, 824. 00	5, 836, 800	
NOK	6, 800	2, 244. 00	15, 259, 200	
フタバ産業	4, 700	690. 00	3, 243, 000	
カヤバ	1, 700	4, 815. 00	8, 185, 500	
大同メタル工業	3, 400	483. 00	1, 642, 200	
プレス工業	7, 000	576. 00	4, 032, 000	
ミクニ	500	339. 00	169, 500	
太平洋工業	4, 000	1, 371. 00	5, 484, 000	
アイシン	37, 300	1, 577. 00	58, 822, 100	
マツダ	58, 200	1, 070. 00	62, 274, 000	
今仙電機製作所	200	554. 00	110, 800	
本田技研工業	417, 000	1, 507. 50	628, 627, 500	
スズキ	129, 300	1, 592. 50	205, 910, 250	
S U B A R U	54, 600	2, 482. 00	135, 517, 200	
安永	200	577. 00	115, 400	
ヤマハ発動機	74, 300	1, 280. 00	95, 104, 000	
T B K	400	288. 00	115, 200	

エクセディ	2,900	3,195.00	9,265,500	
豊田合成	5,000	2,445.00	12,225,000	
愛三工業	2,900	1,396.00	4,048,400	
盟和産業	100	1,170.00	117,000	
日本プラス	300	365.00	109,500	
ヨロズ	1,600	1,078.00	1,724,800	
エフ・シー・シー	3,100	2,380.00	7,378,000	
シマノ	7,600	27,170.00	206,492,000	
ティ・エス テック	6,300	1,743.50	10,984,050	
ジャムコ	1,100	1,328.00	1,460,800	
テルモ	98,100	2,700.00	264,870,000	
クリエートメディック	100	957.00	95,700	
日機装	4,600	1,012.00	4,655,200	
日本エム・ディ・エム	1,400	719.00	1,006,600	
島津製作所	23,400	4,774.00	111,711,600	
J M S	1,600	497.00	795,200	
クボテック	100	200.00	20,000	
長野計器	1,300	2,494.00	3,242,200	
ブイ・テクノロジー	900	2,490.00	2,241,000	
東京計器	1,300	3,205.00	4,166,500	
愛知時計電機	800	2,019.00	1,615,200	
インターラクション	1,100	1,208.00	1,328,800	
オーバル	300	379.00	113,700	
東京精密	3,600	7,550.00	27,180,000	
マニー	7,000	1,821.00	12,747,000	
ニコン	25,400	1,485.50	37,731,700	
トプコン	8,600	1,545.50	13,291,300	
オリンパス	100,800	2,718.50	274,024,800	
理研計器	2,500	3,840.00	9,600,000	
タムロン	2,400	4,470.00	10,728,000	
H O Y A	34,600	19,785.00	684,561,000	
シード	200	508.00	101,600	
ノーリツ鋼機	1,700	4,370.00	7,429,000	
A & D ホロンホールディングス	2,600	2,111.00	5,488,600	
朝日インテック	21,500	2,521.00	54,201,500	
シチズン時計	16,200	911.00	14,758,200	

リズム	100	4,090.00	409,000	
大研医器	300	523.00	156,900	
メニコン	6,100	1,459.00	8,899,900	
松風	1,600	2,322.00	3,715,200	
セイコーグループ	2,500	3,890.00	9,725,000	
ニプロ	14,700	1,423.50	20,925,450	
KYORITSU	600	152.00	91,200	
中本パックス	100	1,598.00	159,800	
パラマウントベッドホールディングス	3,700	2,590.00	9,583,000	
トランザクション	1,200	2,330.00	2,796,000	
粧美堂	100	538.00	53,800	
ニホンフラッシュ	1,600	902.00	1,443,200	
前田工織	3,100	1,875.00	5,812,500	
永大産業	500	225.00	112,500	
アートネイチャー	1,600	820.00	1,312,000	
フルヤ金属	1,700	4,015.00	6,825,500	
バンダイナムコホールディングス	47,800	3,276.00	156,592,800	
アイフィスジャパン	100	568.00	56,800	
SHOEI	4,900	2,233.00	10,941,700	
フランスベッドホールディングス	2,300	1,217.00	2,799,100	
パイロットコーポレーション	2,800	4,435.00	12,418,000	
萩原工業	1,200	1,541.00	1,849,200	
フジシールインターナショナル	3,600	2,526.00	9,093,600	
タカラトミー	8,000	3,912.00	31,296,000	
広済堂ホールディングス	5,700	510.00	2,907,000	
エステールホールディングス	100	625.00	62,500	
タカノ	100	772.00	77,200	
プロネクサス	1,800	1,245.00	2,241,000	
ホクシン	300	106.00	31,800	
ウッドワン	100	800.00	80,000	
TOPPANホールディングス	21,000	4,244.00	89,124,000	
大日本印刷	36,500	2,552.00	93,148,000	
共同印刷	500	3,310.00	1,655,000	
NISSHA	3,000	1,942.00	5,826,000	
TAKARA & COMPANY	1,000	2,790.00	2,790,000	

アシックス	65,000	3,001.00	195,065,000	
ツツミ	400	2,119.00	847,600	
ローランド	1,300	3,745.00	4,868,500	
小松ウォール工業	1,400	1,520.00	2,128,000	
ヤマハ	32,200	1,233.50	39,718,700	
河合楽器製作所	500	2,859.00	1,429,500	
クリナップ	1,700	700.00	1,190,000	
ピジョン	11,200	1,682.00	18,838,400	
キングジム	1,600	836.00	1,337,600	
リンテック	3,500	3,305.00	11,567,500	
イトーキ	3,500	1,490.00	5,215,000	
任天堂	111,100	7,636.00	848,359,600	
三菱鉛筆	2,400	2,409.00	5,781,600	
タカラスタンダード	3,600	1,596.00	5,745,600	
コクヨ	8,800	2,531.00	22,272,800	
ナカバヤシ	1,900	520.00	988,000	
グローブライド	1,600	1,846.00	2,953,600	
オカムラ	5,300	1,977.00	10,478,100	
美津濃	1,700	9,100.00	15,470,000	
東京電力ホールディングス	158,700	636.90	101,076,030	
中部電力	64,900	1,681.00	109,096,900	
関西電力	68,000	2,370.00	161,160,000	
中国電力	30,600	977.00	29,896,200	
北陸電力	18,000	924.80	16,646,400	
東北電力	46,300	1,371.00	63,477,300	
四国電力	16,400	1,272.50	20,869,000	
九州電力	40,600	1,562.50	63,437,500	
北海道電力	17,000	965.30	16,410,100	
沖縄電力	4,500	1,039.00	4,675,500	
電源開発	14,500	2,395.00	34,727,500	
エフオン	1,300	379.00	492,700	
イーレックス	3,100	721.00	2,235,100	
レノバ	4,700	1,010.00	4,747,000	
東京瓦斯	34,300	3,337.00	114,459,100	
大阪瓦斯	35,100	3,224.00	113,162,400	
東邦瓦斯	7,600	3,969.00	30,164,400	

北海道瓦斯	5,300	596.00	3,158,800	
広島ガス	3,700	384.00	1,420,800	
西部ガスホールディングス	1,800	1,825.00	3,285,000	
静岡ガス	4,000	1,063.00	4,252,000	
メタウォーター	2,100	1,780.00	3,738,000	
SBSホールディングス	1,600	2,723.00	4,356,800	
東武鉄道	19,300	2,503.00	48,307,900	
相鉄ホールディングス	6,300	2,385.00	15,025,500	
東急	49,400	1,853.00	91,538,200	
京浜急行電鉄	21,800	1,169.50	25,495,100	
小田急電鉄	29,100	1,599.00	46,530,900	
京王電鉄	8,500	3,424.00	29,104,000	
京成電鉄	11,300	4,269.00	48,239,700	
富士急行	2,200	2,763.00	6,078,600	
東日本旅客鉄道	97,000	2,848.50	276,304,500	
西日本旅客鉄道	41,800	2,724.00	113,863,200	
東海旅客鉄道	67,800	3,317.00	224,892,600	
西武ホールディングス	21,300	3,191.00	67,968,300	
鴻池運輸	3,000	2,491.00	7,473,000	
西日本鉄道	4,700	2,288.00	10,753,600	
ハマキヨウレックス	6,000	1,248.00	7,488,000	
サカイ引越センター	1,900	2,511.00	4,770,900	
近鉄グループホールディングス	17,600	3,566.00	62,761,600	
阪急阪神ホールディングス	23,400	4,422.00	103,474,800	
南海電気鉄道	7,800	2,359.50	18,404,100	
京阪ホールディングス	9,700	3,029.00	29,381,300	
神戸電鉄	500	2,524.00	1,262,000	
名古屋鉄道	18,100	1,741.00	31,512,100	
山陽電気鉄道	1,300	2,023.00	2,629,900	
アルプス物流	1,400	5,770.00	8,078,000	
ヤマトホールディングス	21,400	1,634.00	34,967,600	
山九	4,200	4,814.00	20,218,800	
丸運	200	490.00	98,000	
丸全昭和運輸	1,100	5,460.00	6,006,000	
センコーグループホールディングス	9,300	1,247.00	11,597,100	
トナミホールディングス	400	6,270.00	2,508,000	

ニッコンホールディングス	10,800	1,893.50	20,449,800	
福山通運	1,600	3,800.00	6,080,000	
セイノーホールディングス	9,900	2,407.00	23,829,300	
神奈川中央交通	500	3,305.00	1,652,500	
A Z - C O M 丸和ホールディングス	4,500	1,147.00	5,161,500	
九州旅客鉄道	12,400	4,135.00	51,274,000	
S G ホールディングス	29,500	1,541.00	45,459,500	
N I P P O N E X P R E S S ホールディングス	6,600	7,541.00	49,770,600	
日本郵船	45,500	5,220.00	237,510,000	
商船三井	38,200	4,926.00	188,173,200	
川崎汽船	40,000	2,214.00	88,560,000	
N S ユナイテッド海運	900	4,510.00	4,059,000	
明海グループ	400	719.00	287,600	
飯野海運	6,500	1,255.00	8,157,500	
共栄タンカー	100	1,025.00	102,500	
乾汽船	2,100	1,151.00	2,417,100	
日本航空	43,200	2,517.50	108,756,000	
A N A ホールディングス	47,800	3,069.00	146,698,200	
パスコ	100	2,137.00	213,700	
トランコム	500	10,660.00	5,330,000	
日新	1,300	4,140.00	5,382,000	
三菱倉庫	4,200	5,222.00	21,932,400	
三井倉庫ホールディングス	1,600	6,210.00	9,936,000	
住友倉庫	4,700	2,693.00	12,657,100	
澁澤倉庫	800	3,005.00	2,404,000	
東陽倉庫	100	1,310.00	131,000	
日本トランシスティ	3,500	880.00	3,080,000	
ケイヒン	100	2,001.00	200,100	
中央倉庫	900	1,388.00	1,249,200	
川西倉庫	100	1,131.00	113,100	
安田倉庫	1,200	1,616.00	1,939,200	
ファイズホールディングス	100	847.00	84,700	
東洋埠頭	100	1,280.00	128,000	
上組	8,100	3,259.00	26,397,900	
サンリツ	100	781.00	78,100	

キムラユニティー	200	1,442.00	288,400	
キユースー流通システム	1,200	1,965.00	2,358,000	
東海運	200	322.00	64,400	
エーアイティー	1,100	1,706.00	1,876,600	
内外トランスライン	700	2,919.00	2,043,300	
日本コンセプト	600	1,709.00	1,025,400	
N E C ネッツエスアイ	6,900	2,769.00	19,106,100	
クロスキヤット	1,100	1,200.00	1,320,000	
システナ	26,700	371.00	9,905,700	
デジタルアーツ	1,100	4,930.00	5,423,000	
日鉄ソリューションズ	6,000	3,735.00	22,410,000	
キュープシステム	900	988.00	889,200	
コア	800	1,899.00	1,519,200	
手間いらず	300	3,475.00	1,042,500	
ラクーンホールディングス	1,300	749.00	973,700	
ソリトンシステムズ	900	1,062.00	955,800	
ソフトクリエイトホールディングス	1,500	1,846.00	2,769,000	
T I S	18,700	3,651.00	68,273,700	
テクミラホールディングス	200	343.00	68,600	
グリー	5,900	468.00	2,761,200	
GMOペパボ	200	1,338.00	267,600	
コーニテクモホールディングス	11,100	1,654.50	18,364,950	
三菱総合研究所	900	4,160.00	3,744,000	
ボルテージ	100	233.00	23,300	
A G S	200	871.00	174,200	
ファインデックス	1,400	856.00	1,198,400	
ブレインパッド	1,500	843.00	1,264,500	
K L a b	4,400	183.00	805,200	
ポールトウワインホールディングス	3,000	432.00	1,296,000	
ネクソン	38,800	2,829.50	109,784,600	
アイスタイル	5,900	541.00	3,191,900	
エムアップホールディングス	2,200	1,325.00	2,915,000	
エイチーム	1,200	611.00	733,200	
エニグモ	2,200	329.00	723,800	
テクノスジャパン	300	686.00	205,800	
e n i s h	500	181.00	90,500	

コロプラ	6,000	531.00	3,186,000	
オルトプラス	400	101.00	40,400	
ブロードリーフ	7,100	667.00	4,735,700	
クロス・マーケティンググループ	200	676.00	135,200	
デジタルハーツホールディングス	1,100	845.00	929,500	
メディアドゥ	800	1,376.00	1,100,800	
じげん	5,100	605.00	3,085,500	
ブイキューブ	2,400	217.00	520,800	
エンカレッジ・テクノロジ	100	609.00	60,900	
サイバーリンクス	100	737.00	73,700	
ディー・エル・イー	300	126.00	37,800	
フィックスターズ	1,800	1,597.00	2,874,600	
CARTA HOLDINGS	1,000	1,402.00	1,402,000	
オプティム	1,800	606.00	1,090,800	
セレス	800	1,434.00	1,147,200	
S H I F T	1,200	13,660.00	16,392,000	
ティーガイア	1,800	3,670.00	6,606,000	
セック	300	4,310.00	1,293,000	
テクマトリックス	3,200	2,402.00	7,686,400	
プロシップ	900	1,531.00	1,377,900	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	4,400	3,081.00	13,556,400	
GMOペイメントゲートウェイ	4,000	8,800.00	35,200,000	
ザッパラス	100	378.00	37,800	
システムリサーチ	1,200	1,420.00	1,704,000	
インターネットイニシアティブ	8,400	3,020.00	25,368,000	
さくらインターネット	2,200	4,290.00	9,438,000	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	500	2,887.00	1,443,500	
SRAホールディングス	900	4,270.00	3,843,000	
システムインテグレータ	100	323.00	32,300	
朝日ネット	1,900	636.00	1,208,400	
e B A S E	2,500	617.00	1,542,500	
アバントグループ	2,200	2,254.00	4,958,800	
アドソル日進	700	1,737.00	1,215,900	
ODKソリューションズ	100	583.00	58,300	
フリービット	800	1,172.00	937,600	

コムチュア	2,500	1,740.00	4,350,000	
アステリア	1,400	541.00	757,400	
イル	1,000	2,972.00	2,972,000	
マークライズ	1,000	2,931.00	2,931,000	
メディカル・データ・ビジョン	2,100	538.00	1,129,800	
gumi	2,900	332.00	962,800	
ショーケース	100	302.00	30,200	
モバイルファクトリー	100	837.00	83,700	
テラスカイ	800	2,136.00	1,708,800	
デジタル・インフォメーション・テクノロジ	900	1,975.00	1,777,500	
PCIホールディングス	200	1,043.00	208,600	
アイビーシー	100	543.00	54,300	
ネオジャパン	600	1,919.00	1,151,400	
PR TIMES	400	1,736.00	694,400	
ラクス	8,300	2,236.50	18,562,950	
ランドコンピュータ	200	775.00	155,000	
ダブルスタンダード	500	1,555.00	777,500	
オープンドア	1,000	704.00	704,000	
マイネット	100	391.00	39,100	
アカツキ	900	2,038.00	1,834,200	
Ubitcomホールディングス	600	1,432.00	859,200	
カナミックネットワーク	2,200	534.00	1,174,800	
ノムラシステムコーポレーション	400	111.00	44,400	
チェンジホールディングス	3,900	1,395.00	5,440,500	
シンクロ・フード	200	501.00	100,200	
オークネット	800	2,430.00	1,944,000	
キャピタル・アセット・プランニング	100	751.00	75,100	
セグエグループ	400	583.00	233,200	
エイトレッド	100	1,563.00	156,300	
マクロミル	3,500	796.00	2,786,000	
ビーグリー	100	1,392.00	139,200	
オロ	700	2,596.00	1,817,200	
ユーザーローカル	700	1,857.00	1,299,900	
テモナ	100	184.00	18,400	
ニーズウェル	400	301.00	120,400	

マネーフォワード	4,300	5,857.00	25,185,100	
サインポスト	200	498.00	99,600	
S u n A s t e r i s k	1,300	524.00	681,200	
プラスアルファ・コンサルティング	2,200	2,183.00	4,802,600	
電算システムホールディングス	800	2,659.00	2,127,200	
A p p i e r G r o u p	5,400	1,782.00	9,622,800	
ビジョナル	2,100	7,930.00	16,653,000	
ソルクシーズ	300	290.00	87,000	
フェイス	100	392.00	39,200	
プロトコールレーション	1,900	1,485.00	2,821,500	
ハイマックス	600	1,323.00	793,800	
野村総合研究所	38,200	5,300.00	202,460,000	
C E ホールディングス	200	464.00	92,800	
日本システム技術	1,600	1,968.00	3,148,800	
インテージホールディングス	2,000	1,587.00	3,174,000	
東邦システムサイエンス	800	1,404.00	1,123,200	
ソースネクスト	8,100	198.00	1,603,800	
シンプレクス・ホールディングス	2,700	2,420.00	6,534,000	
H E R O Z	700	1,036.00	725,200	
ラクスル	4,300	1,306.00	5,615,800	
メルカリ	8,600	2,507.00	21,560,200	
I P S	500	2,167.00	1,083,500	
F I G	500	316.00	158,000	
システムサポート	700	1,955.00	1,368,500	
イーソル	1,200	734.00	880,800	
東海ソフト	100	1,238.00	123,800	
ウイングアーク 1 s t	1,800	3,205.00	5,769,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	600	863.00	517,800	
サーバーワークス	400	2,879.00	1,151,600	
東名	100	1,733.00	173,300	
トビラシステムズ	100	757.00	75,700	
S a n s a n	5,800	2,149.00	12,464,200	
L i n k - U グループ	100	497.00	49,700	
ギフティ	1,600	1,071.00	1,713,600	
メドレー	1,900	3,825.00	7,267,500	

ベース	900	3,115.00	2,803,500	
J M D C	3,000	4,665.00	13,995,000	
フォーカスシステムズ	1,200	1,114.00	1,336,800	
クレスコ	2,900	1,362.00	3,949,800	
フジ・メディア・ホールディングス	17,000	1,717.50	29,197,500	
オービック	29,500	5,046.00	148,857,000	
ジャストシステム	2,500	3,580.00	8,950,000	
T D C ソフト	3,300	1,245.00	4,108,500	
L I N E ヤフー	251,400	419.30	105,412,020	
トレンドマイクロ	9,300	8,486.00	78,919,800	
I D ホールディングス	1,200	1,392.00	1,670,400	
日本オラクル	3,400	14,745.00	50,133,000	
アルファシステムズ	500	2,905.00	1,452,500	
フューチャー	4,400	1,820.00	8,008,000	
C A C H o l d i n g s	1,100	1,771.00	1,948,100	
トーセ	100	629.00	62,900	
オービックビジネスコンサルタント	2,500	7,423.00	18,557,500	
アイティフォード	2,300	1,376.00	3,164,800	
東計電算	500	4,845.00	2,422,500	
エックスネット	100	1,467.00	146,700	
大塚商会	20,000	3,544.00	70,880,000	
サイボウズ	2,400	1,957.00	4,696,800	
電通総研	1,700	5,540.00	9,418,000	
A C C E S S	1,800	1,434.00	2,581,200	
デジタルガレージ	2,800	3,060.00	8,568,000	
E M システムズ	2,900	507.00	1,470,300	
ウェザーニューズ	500	5,790.00	2,895,000	
C I J	4,400	417.00	1,834,800	
ビジネスエンジニアリング	400	4,230.00	1,692,000	
日本エンタープライズ	400	119.00	47,600	
WOWOW	1,300	1,035.00	1,345,500	
スカラ	1,600	464.00	742,400	
インテリジェント ウェイブ	200	908.00	181,600	
A N Y C O L O R	2,400	2,505.00	6,012,000	
I M A G I C A G R O U P	1,800	512.00	921,600	
ネットワンシステムズ	6,900	3,579.00	24,695,100	

システムソフト	6,100	63.00	384,300	
アルゴグラフィックス	1,600	5,270.00	8,432,000	
マーベラス	2,900	587.00	1,702,300	
エイベックス	3,000	1,477.00	4,431,000	
B I P R O G Y	5,300	4,860.00	25,758,000	
都築電気	900	2,200.00	1,980,000	
T B S ホールディングス	8,900	3,897.00	34,683,300	
日本テレビホールディングス	15,600	2,244.50	35,014,200	
朝日放送グループホールディングス	1,700	639.00	1,086,300	
テレビ朝日ホールディングス	4,300	1,986.00	8,539,800	
スカパーJ S A T ホールディングス	13,700	892.00	12,220,400	
テレビ東京ホールディングス	1,300	3,730.00	4,849,000	
日本B S 放送	100	888.00	88,800	
ビジョン	2,600	1,251.00	3,252,600	
スマートバリュー	100	320.00	32,000	
U—N E X T H O L D I N G S	2,000	5,480.00	10,960,000	
ワイヤレスゲート	200	239.00	47,800	
日本通信	17,400	163.00	2,836,200	
クロップス	100	989.00	98,900	
日本電信電話	5,250,700	146.80	770,802,760	
K D D I	129,800	4,594.00	596,301,200	
ソフトバンク	2,823,100	187.20	528,484,320	
光通信	1,700	31,870.00	54,179,000	
エムティーアイ	1,200	1,156.00	1,387,200	
GMOインターネットグループ	5,700	2,510.00	14,307,000	
ファイバーゲート	900	1,020.00	918,000	
アイドマーマケティングコミュニケーション	100	222.00	22,200	
K A D O K A W A	9,300	3,194.00	29,704,200	
学研ホールディングス	3,200	1,007.00	3,222,400	
ゼンリン	3,000	874.00	2,622,000	
昭文社ホールディングス	200	391.00	78,200	
インプレスホールディングス	400	151.00	60,400	
アイネット	1,100	1,545.00	1,699,500	
松竹	900	10,575.00	9,517,500	
東宝	9,800	5,813.00	56,967,400	

東映	2,900	4,550.00	13,195,000	
N T Tデータグループ	46,200	2,574.50	118,941,900	
ピー・シー・エー	1,000	2,060.00	2,060,000	
ビジネスブレイン太田昭和	700	1,814.00	1,269,800	
D T S	3,500	4,050.00	14,175,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	8,100	5,695.00	46,129,500	
シーイーシー	2,200	1,870.00	4,114,000	
カプコン	31,600	3,328.00	105,164,800	
アイ・エス・ビー	800	1,456.00	1,164,800	
S C S K	12,400	2,959.50	36,697,800	
N S W	800	3,025.00	2,420,000	
アイネス	1,400	1,633.00	2,286,200	
T K C	3,100	3,825.00	11,857,500	
富士ソフト	4,900	9,020.00	44,198,000	
N S D	6,200	3,165.00	19,623,000	
コナミグループ	6,600	14,545.00	95,997,000	
福井コンピュータホールディングス	1,100	2,694.00	2,963,400	
J B C C ホールディングス	1,200	4,270.00	5,124,000	
ミロク情報サービス	1,600	1,855.00	2,968,000	
ソフトバンクグループ	87,100	8,427.00	733,991,700	
リヨーサン菱洋ホールディングス	3,500	2,540.00	8,890,000	
高千穂交易	700	3,905.00	2,733,500	
オルバヘルスケアホールディングス	100	1,958.00	195,800	
伊藤忠食品	400	7,190.00	2,876,000	
エレマテック	1,700	1,728.00	2,937,600	
あらた	2,800	3,630.00	10,164,000	
トーメンデバイス	300	5,870.00	1,761,000	
東京エレクトロン デバイス	1,900	3,600.00	6,840,000	
円谷フィールズホールディングス	3,000	2,494.00	7,482,000	
双日	20,700	3,365.00	69,655,500	
アルフレッサ ホールディングス	18,700	2,256.00	42,187,200	
横浜冷凍	4,700	949.00	4,460,300	
神栄	100	1,665.00	166,500	
ラサ商事	900	1,430.00	1,287,000	
アルコニックス	2,500	1,363.00	3,407,500	

神戸物産	14,400	4,524.00	65,145,600	
ハイパー	100	324.00	32,400	
あい ホールディングス	3,100	2,382.00	7,384,200	
ディープイエックス	100	930.00	93,000	
ダイワボウホールディングス	8,200	2,717.50	22,283,500	
マクニカホールディングス	13,200	1,986.00	26,215,200	
ラクト・ジャパン	800	2,974.00	2,379,200	
グリムス	800	2,831.00	2,264,800	
バイタルケースケー・ホールディングス	2,800	1,199.00	3,357,200	
八洲電機	1,500	1,728.00	2,592,000	
メディアスホールディングス	1,100	829.00	911,900	
レスター	1,600	2,710.00	4,336,000	
ジオリーブグループ	100	1,133.00	113,300	
大光	200	613.00	122,600	
O C H I ホールディングス	100	1,401.00	140,100	
T O K A I ホールディングス	10,100	971.00	9,807,100	
黒谷	100	609.00	60,900	
C o m i n i x	100	900.00	90,000	
三洋貿易	1,900	1,509.00	2,867,100	
ビューティガレージ	600	1,603.00	961,800	
ワイン・パートナーズ	1,200	1,186.00	1,423,200	
ミタチ産業	100	1,175.00	117,500	
シップヘルスケアホールディングス	6,700	2,338.50	15,667,950	
明治電機工業	700	1,440.00	1,008,000	
デリカフーズホールディングス	200	542.00	108,400	
スターティアホールディングス	100	1,966.00	196,600	
コメダホールディングス	4,600	2,766.00	12,723,600	
ピーバンドットコム	100	361.00	36,100	
アセンテック	700	606.00	424,200	
富士興産	100	1,514.00	151,400	
フルサト・マルカホールディングス	1,500	2,254.00	3,381,000	
ヤマエグループホールディングス	1,600	2,033.00	3,252,800	
小野建	1,900	1,488.00	2,827,200	
南陽	200	1,041.00	208,200	
佐鳥電機	1,300	1,916.00	2,490,800	

エコートレーディング	100	929.00	92,900	
伯東	1,100	4,675.00	5,142,500	
コンドーテック	1,400	1,206.00	1,688,400	
中山福	200	370.00	74,000	
ナガイレーベン	2,400	2,536.00	6,086,400	
三菱食品	1,700	5,260.00	8,942,000	
松田産業	1,400	3,205.00	4,487,000	
第一興商	7,200	1,742.00	12,542,400	
メディパルホールディングス	18,900	2,490.50	47,070,450	
S P K	800	1,938.00	1,550,400	
萩原電気ホールディングス	800	3,420.00	2,736,000	
アズワン	5,800	2,896.00	16,796,800	
スズデン	700	1,772.00	1,240,400	
尾家産業	100	1,978.00	197,800	
シモジマ	1,200	1,302.00	1,562,400	
ドウシシャ	1,700	2,153.00	3,660,100	
小津産業	100	1,652.00	165,200	
高速	1,100	2,534.00	2,787,400	
たけびし	700	2,185.00	1,529,500	
リックス	500	2,866.00	1,433,000	
丸文	1,700	1,047.00	1,779,900	
ハピネット	1,600	4,145.00	6,632,000	
橋本総業ホールディングス	700	1,178.00	824,600	
日本ライフライン	5,000	1,225.00	6,125,000	
タカショ一	1,600	480.00	768,000	
I D O M	4,900	1,075.00	5,267,500	
進和	1,100	2,574.00	2,831,400	
エスケイジャパン	100	748.00	74,800	
ダイトロン	800	2,824.00	2,259,200	
シークス	2,700	1,105.00	2,983,500	
田中商事	100	688.00	68,800	
オーハシテクニカ	1,000	1,750.00	1,750,000	
白銅	500	2,375.00	1,187,500	
伊藤忠商事	125,200	7,678.00	961,285,600	
丸紅	154,500	2,340.00	361,530,000	
高島	300	1,228.00	368,400	

長瀬産業	8,300	3,201.00	26,568,300	
蝶理	1,200	3,755.00	4,506,000	
豊田通商	48,900	2,585.00	126,406,500	
三共生興	2,600	580.00	1,508,000	
兼松	7,800	2,419.00	18,868,200	
ツカモトコーポレーション	100	1,202.00	120,200	
三井物産	279,000	3,178.00	886,662,000	
日本紙パルプ商事	8,900	674.00	5,998,600	
カメイ	2,000	1,942.00	3,884,000	
O U G ホールディングス	100	2,539.00	253,900	
スターゼン	1,300	2,904.00	3,775,200	
山善	5,600	1,359.00	7,610,400	
椿本興業	1,200	1,731.00	2,077,200	
住友商事	111,600	3,194.00	356,450,400	
内田洋行	800	6,800.00	5,440,000	
三菱商事	357,600	2,952.50	1,055,814,000	
第一実業	1,800	2,313.00	4,163,400	
キヤノンマーケティングジャパン	4,300	4,646.00	19,977,800	
西華産業	700	3,975.00	2,782,500	
佐藤商事	1,300	1,376.00	1,788,800	
東京産業	1,700	690.00	1,173,000	
ユアサ商事	1,500	4,980.00	7,470,000	
神鋼商事	500	6,450.00	3,225,000	
トルク	300	220.00	66,000	
阪和興業	3,300	4,970.00	16,401,000	
正栄食品工業	1,200	4,630.00	5,556,000	
カナデン	1,400	1,434.00	2,007,600	
R Y O D E N	1,500	2,468.00	3,702,000	
岩谷産業	17,000	2,064.00	35,088,000	
ナイス	100	1,868.00	186,800	
ニチモウ	100	1,846.00	184,600	
極東貿易	1,100	1,470.00	1,617,000	
アステナホールディングス	3,500	513.00	1,795,500	
三愛オブリ	4,300	1,945.00	8,363,500	
稻畑産業	3,600	3,330.00	11,988,000	
G S I クレオス	1,000	1,996.00	1,996,000	

明和産業	2,200	651.00	1,432,200	
クワザワホールディングス	100	638.00	63,800	
ワキタ	3,100	1,733.00	5,372,300	
東邦ホールディングス	5,000	4,539.00	22,695,000	
サンゲツ	4,300	2,813.00	12,095,900	
ミツウロコグループホールディングス	2,400	1,731.00	4,154,400	
シナネンホールディングス	500	5,700.00	2,850,000	
伊藤忠エネクス	4,600	1,558.00	7,166,800	
サンリオ	15,100	4,130.00	62,363,000	
サンワテクノス	1,000	1,908.00	1,908,000	
新光商事	2,500	924.00	2,310,000	
トーホー	700	2,764.00	1,934,800	
三信電気	800	1,987.00	1,589,600	
東陽テクニカ	1,700	1,614.00	2,743,800	
モスフードサービス	2,700	3,580.00	9,666,000	
加賀電子	3,400	2,800.00	9,520,000	
ソーダニッカ	2,000	1,160.00	2,320,000	
立花エレテック	1,200	2,555.00	3,066,000	
フォーバル	700	1,398.00	978,600	
P A L T A C	2,500	4,410.00	11,025,000	
三谷産業	3,300	321.00	1,059,300	
太平洋興発	200	742.00	148,400	
西本W i s m e t t a c ホールディングス	1,100	1,368.00	1,504,800	
コーナー商事ホールディングス	1,400	621.00	869,400	
K P P グループホールディングス	4,800	674.00	3,235,200	
ヤマタネ	800	3,040.00	2,432,000	
泉州電業	1,300	5,030.00	6,539,000	
トラスコ中山	3,900	2,472.00	9,640,800	
オートバックスセブン	6,500	1,480.00	9,620,000	
モリト	1,500	1,392.00	2,088,000	
加藤産業	2,300	4,240.00	9,752,000	
北恵	100	938.00	93,800	
イエローハット	3,000	2,600.00	7,800,000	
J K ホールディングス	1,400	998.00	1,397,200	
日伝	1,200	3,350.00	4,020,000	

北沢産業	300	350.00	105,000	
杉本商事	1,800	1,372.00	2,469,600	
因幡電機産業	4,800	3,830.00	18,384,000	
東テク	1,900	2,656.00	5,046,400	
ミスミグループ本社	28,100	2,590.00	72,779,000	
アルテック	200	217.00	43,400	
タキヒヨー	100	1,213.00	121,300	
蔵王産業	100	2,501.00	250,100	
スズケン	6,700	5,003.00	33,520,100	
ジェコス	1,100	889.00	977,900	
サンエー	2,800	2,575.00	7,210,000	
カワチ薬品	1,500	2,698.00	4,047,000	
エービーシー・マート	8,100	3,050.00	24,705,000	
ハードオフコーポレーション	800	1,978.00	1,582,400	
アスクル	4,500	2,163.00	9,733,500	
ゲオホールディングス	2,100	1,539.00	3,231,900	
アダストリア	2,200	3,335.00	7,337,000	
ジーフット	300	286.00	85,800	
シー・ヴィ・エス・ベイエリア	100	570.00	57,000	
くら寿司	2,200	3,760.00	8,272,000	
キヤンドウ	700	3,525.00	2,467,500	
I Kホールディングス	100	360.00	36,000	
パルグループホールディングス	3,700	2,538.00	9,390,600	
エディオン	7,400	1,837.00	13,593,800	
サーラコーポレーション	3,900	824.00	3,213,600	
ワッツ	200	822.00	164,400	
ハローズ	800	4,190.00	3,352,000	
フジオフードグループ本社	2,100	1,338.00	2,809,800	
あみやき亭	1,400	1,896.00	2,654,400	
ひらまつ	1,000	193.00	193,000	
大黒天物産	600	11,720.00	7,032,000	
ハニーズホールディングス	1,700	1,721.00	2,925,700	
ファーマライズホールディングス	100	625.00	62,500	
アルペン	1,500	2,133.00	3,199,500	
ハブ	100	753.00	75,300	
クオールホールディングス	2,600	1,418.00	3,686,800	

ジンズホールディングス	1,400	5,260.00	7,364,000	
ビックカメラ	11,100	1,583.00	17,571,300	
D C Mホールディングス	9,600	1,579.00	15,158,400	
M o n o t a R O	26,400	2,397.50	63,294,000	
東京一番フーズ	100	504.00	50,400	
DD グループ	300	1,364.00	409,200	
きちりホールディングス	100	880.00	88,000	
J. フロント リテイリング	21,400	1,546.50	33,095,100	
ドトール・日レスホールディングス	3,300	2,294.00	7,570,200	
マツキヨココカラ&カンパニー	33,900	2,353.00	79,766,700	
プロンコビリー	1,100	3,765.00	4,141,500	
Z O Z O	11,900	5,214.00	62,046,600	
トレジャー・ファクトリー	1,300	1,775.00	2,307,500	
物語コーポレーション	3,200	3,890.00	12,448,000	
三越伊勢丹ホールディングス	30,800	2,226.00	68,560,800	
H a m e e	800	1,055.00	844,000	
ウエルシアホールディングス	9,700	2,038.00	19,768,600	
クリエイト S D ホールディングス	2,600	3,205.00	8,333,000	
丸善C H I ホールディングス	500	327.00	163,500	
ミサワ	100	651.00	65,100	
ティーライフ	100	1,127.00	112,700	
エー・ピー・ホールディングス	100	935.00	93,500	
チムニー	100	1,296.00	129,600	
シュッピン	1,700	1,249.00	2,123,300	
オイシックス・ラ・大地	2,500	1,420.00	3,550,000	
ネクステージ	4,300	1,837.00	7,899,100	
ジョイフル本田	5,200	2,083.00	10,831,600	
エターナルホスピタリティグループ	700	4,085.00	2,859,500	
ホットランド	1,400	2,366.00	3,312,400	
すかいらーくホールディングス	25,500	2,310.50	58,917,750	
S F P ホールディングス	900	1,977.00	1,779,300	
綿半ホールディングス	1,400	1,721.00	2,409,400	
ヨシックスホールディングス	500	3,410.00	1,705,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	5,200	848.00	4,409,600	
ゴルフダイジェスト・オンライン	1,100	493.00	542,300	

B E E N O S	1, 100	2, 644. 00	2, 908, 400	
あさひ	1, 700	1, 723. 00	2, 929, 100	
日本調剤	1, 200	1, 353. 00	1, 623, 600	
コスモス薬品	3, 200	7, 487. 00	23, 958, 400	
トーエル	200	805. 00	161, 000	
セブン&アイ・ホールディングス	188, 600	2, 147. 00	404, 924, 200	
クリエイト・レストランツ・ホールディング	12, 600	1, 128. 00	14, 212, 800	
ツルハホールディングス	3, 900	9, 070. 00	35, 373, 000	
サンマルクホールディングス	1, 500	2, 170. 00	3, 255, 000	
フェリシモ	100	904. 00	90, 400	
トリドールホールディングス	5, 200	3, 720. 00	19, 344, 000	
TOKYO BASE	2, 000	242. 00	484, 000	
ウイルプラスホールディングス	100	1, 189. 00	118, 900	
J Mホールディングス	1, 400	3, 210. 00	4, 494, 000	
サツドラホールディングス	200	800. 00	160, 000	
アレンザホールディングス	1, 400	1, 100. 00	1, 540, 000	
串カツ田中ホールディングス	600	1, 519. 00	911, 400	
バロックジャパンリミテッド	1, 400	762. 00	1, 066, 800	
クスリのアオキホールディングス	6, 200	3, 333. 00	20, 664, 600	
力の源ホールディングス	1, 200	1, 190. 00	1, 428, 000	
FOOD & LIFE COMPANIE	9, 900	2, 877. 50	28, 487, 250	
メディカルシステムネットワーク	2, 000	433. 00	866, 000	
一家ホールディングス	100	683. 00	68, 300	
ジャパンクラフトホールディングス	300	142. 00	42, 600	
はるやまホールディングス	200	578. 00	115, 600	
ノジマ	5, 400	2, 026. 00	10, 940, 400	
カッパ・クリエイト	2, 900	1, 676. 00	4, 860, 400	
ライトオン	300	319. 00	95, 700	
良品計画	22, 200	2, 634. 00	58, 474, 800	
パリミキホールディングス	500	334. 00	167, 000	
アドヴァングループ	1, 600	899. 00	1, 438, 400	
アルビス	600	2, 753. 00	1, 651, 800	
コナカ	500	245. 00	122, 500	
ハウス オブ ローゼ	100	1, 506. 00	150, 600	
G-7ホールディングス	2, 000	1, 669. 00	3, 338, 000	

イオン北海道	5,500	920.00	5,060,000	
コジマ	3,600	959.00	3,452,400	
ヒマラヤ	100	876.00	87,600	
コーナン商事	2,300	3,805.00	8,751,500	
エコス	700	2,119.00	1,483,300	
ワタミ	2,000	868.00	1,736,000	
マルシェ	100	200.00	20,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	37,600	3,695.00	138,932,000	
西松屋チェーン	3,700	2,464.00	9,116,800	
ゼンショーホールディングス	9,500	7,936.00	75,392,000	
幸楽苑ホールディングス	1,400	1,231.00	1,723,400	
ハーカスレイ	100	740.00	74,000	
サイゼリヤ	2,800	5,710.00	15,988,000	
V T ホールディングス	7,300	470.00	3,431,000	
魚力	600	2,442.00	1,465,200	
ポプラ	100	210.00	21,000	
フジ・コーポレーション	900	2,032.00	1,828,800	
ユナイテッドアローズ	2,200	2,071.00	4,556,200	
ハイディ日高	2,800	2,696.00	7,548,800	
京都きもの友禅ホールディングス	200	85.00	17,000	
コロワイド	9,600	1,728.50	16,593,600	
壱番屋	7,400	1,041.00	7,703,400	
トップカルチャー	100	161.00	16,100	
P L A N T	100	1,483.00	148,300	
スギホールディングス	11,300	2,665.50	30,120,150	
薬王堂ホールディングス	900	2,468.00	2,221,200	
スクロール	2,800	965.00	2,702,000	
ヨンドシーホールディングス	1,800	1,863.00	3,353,400	
木曽路	2,800	2,406.00	6,736,800	
S R S ホールディングス	3,100	1,197.00	3,710,700	
千趣会	3,800	303.00	1,151,400	
リテールパートナーズ	2,800	1,367.00	3,827,600	
上新電機	1,800	2,706.00	4,870,800	
日本瓦斯	9,700	2,297.00	22,280,900	
ロイヤルホールディングス	3,300	2,474.00	8,164,200	

いなげや	1,800	1,219.00	2,194,200	
チヨダ	1,800	984.00	1,771,200	
ライフコー ポレーション	2,000	3,630.00	7,260,000	
リンガーハット	2,400	2,198.00	5,275,200	
M r M a x HD	2,300	724.00	1,665,200	
テンアライド	600	290.00	174,000	
AOKI ホールディングス	4,000	1,194.00	4,776,000	
オークワ	2,700	887.00	2,394,900	
コメリ	2,900	3,700.00	10,730,000	
青山商事	4,000	1,347.00	5,388,000	
しまむら	4,400	7,824.00	34,425,600	
はせがわ	200	328.00	65,600	
高島屋	23,700	1,143.00	27,089,100	
松屋	3,200	865.00	2,768,000	
エイチ・ツー・オー リテイリング	9,500	2,058.00	19,551,000	
近鉄百貨店	800	2,111.00	1,688,800	
丸井グループ	12,400	2,390.50	29,642,200	
アクシアル リテイリング	5,100	940.00	4,794,000	
井筒屋	200	437.00	87,400	
イオン	63,100	3,899.00	246,026,900	
イズミ	3,300	3,547.00	11,705,100	
平和堂	3,100	2,390.00	7,409,000	
フジ	2,900	2,115.00	6,133,500	
ヤオコー	2,200	9,722.00	21,388,400	
ゼビオホールディングス	2,500	1,254.00	3,135,000	
ケーズホールディングス	12,500	1,542.50	19,281,250	
O l y m p i c グループ	200	498.00	99,600	
日産東京販売ホールディングス	600	439.00	263,400	
シルバーライフ	500	804.00	402,000	
G e n k y D r u g S t o r e s	1,600	3,745.00	5,992,000	
ナルミヤ・インターナショナル	100	1,237.00	123,700	
ブックオフグループホールディングス	1,400	1,363.00	1,908,200	
ギフトホールディングス	900	2,827.00	2,544,300	
AINホールディングス	2,600	5,434.00	14,128,400	
G e n k i G l o b a l D i n i n g	1,100	4,445.00	4,889,500	

ヤマダホールディングス	57,300	448.70	25,710,510	
アークランズ	5,500	1,753.00	9,641,500	
ニトリホールディングス	6,800	21,795.00	148,206,000	
グルメ杵屋	1,500	1,049.00	1,573,500	
愛眼	300	160.00	48,000	
ケーユーホールディングス	900	1,056.00	950,400	
吉野家ホールディングス	6,900	3,141.00	21,672,900	
松屋フーズホールディングス	900	6,290.00	5,661,000	
サガミホールディングス	2,800	1,653.00	4,628,400	
王将フードサービス	4,100	2,849.00	11,680,900	
ミニストップ	1,400	1,614.00	2,259,600	
アークス	3,400	2,561.00	8,707,400	
バローホールディングス	3,600	2,203.00	7,930,800	
ベルク	900	6,430.00	5,787,000	
大庄	1,100	1,072.00	1,179,200	
ファーストリテイリング	10,500	47,420.00	497,910,000	
サンドラッグ	6,300	4,234.00	26,674,200	
サックスパー ホールディングス	1,600	833.00	1,332,800	
ヤマザワ	100	1,209.00	120,900	
やまや	100	3,000.00	300,000	
ベルーナ	4,500	723.00	3,253,500	
いよぎんホールディングス	20,600	1,359.00	27,995,400	
しづおかフィナンシャルグループ	38,200	1,244.50	47,539,900	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	14,600	1,429.00	20,863,400	
楽天銀行	8,000	3,225.00	25,800,000	
京都フィナンシャルグループ	21,800	2,204.50	48,058,100	
島根銀行	100	510.00	51,000	
じもとホールディングス	300	282.00	84,600	
めぶきフィナンシャルグループ	80,300	574.50	46,132,350	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	2,200	4,135.00	9,097,000	
九州フィナンシャルグループ	33,500	697.10	23,352,850	
ゆうちょ銀行	190,500	1,338.00	254,889,000	
富山第一銀行	5,500	1,061.00	5,835,500	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	92,200	792.00	73,022,400	
西日本フィナンシャルホールディングス	9,700	1,632.00	15,830,400	

三十三フィナンシャルグループ	1,600	1,647.00	2,635,200	
第四北越フィナンシャルグループ	5,400	2,351.00	12,695,400	
ひろぎんホールディングス	24,400	1,106.00	26,986,400	
おきなわフィナンシャルグループ	1,500	2,278.00	3,417,000	
十六フィナンシャルグループ	2,200	3,950.00	8,690,000	
北國フィナンシャルホールディングス	1,700	4,255.00	7,233,500	
プロクレアホールディングス	2,000	1,756.00	3,512,000	
あいちフィナンシャルグループ	3,600	2,356.00	8,481,600	
あおぞら銀行	12,500	2,664.00	33,300,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,055,600	1,453.50	1,534,314,600	
りそなホールディングス	198,800	997.60	198,322,880	
三井住友トラスト・ホールディングス	61,700	3,391.00	209,224,700	
三井住友フィナンシャルグループ	361,500	3,045.00	1,100,767,500	
千葉銀行	48,300	1,152.50	55,665,750	
群馬銀行	33,600	877.80	29,494,080	
武蔵野銀行	2,400	2,665.00	6,396,000	
千葉興業銀行	4,100	1,039.00	4,259,900	
筑波銀行	7,600	236.00	1,793,600	
七十七銀行	5,000	3,915.00	19,575,000	
秋田銀行	1,200	2,172.00	2,606,400	
山形銀行	1,900	1,011.00	1,920,900	
岩手銀行	1,100	2,266.00	2,492,600	
東邦銀行	13,700	262.00	3,589,400	
東北銀行	200	1,110.00	222,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	15,100	3,671.00	55,432,100	
スルガ銀行	13,000	1,115.00	14,495,000	
八十二銀行	37,200	840.50	31,266,600	
山梨中央銀行	1,900	1,600.00	3,040,000	
大垣共立銀行	3,300	1,822.00	6,012,600	
福井銀行	1,500	1,835.00	2,752,500	
清水銀行	700	1,474.00	1,031,800	
富山銀行	100	1,609.00	160,900	
滋賀銀行	2,900	3,245.00	9,410,500	
南都銀行	2,600	3,010.00	7,826,000	
百五銀行	16,300	545.00	8,883,500	

紀陽銀行	6,200	1,675.00	10,385,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	10,700	1,562.50	16,718,750	
山陰合同銀行	10,800	1,220.00	13,176,000	
鳥取銀行	100	1,328.00	132,800	
百十四銀行	1,700	2,475.00	4,207,500	
四国銀行	2,500	963.00	2,407,500	
阿波銀行	2,400	2,448.00	5,875,200	
大分銀行	1,000	3,075.00	3,075,000	
宮崎銀行	1,000	2,675.00	2,675,000	
佐賀銀行	1,000	2,085.00	2,085,000	
琉球銀行	3,700	994.00	3,677,800	
セブン銀行	54,300	286.30	15,546,090	
みずほフィナンシャルグループ	234,000	2,936.00	687,024,000	
高知銀行	100	790.00	79,000	
山口フィナンシャルグループ	17,000	1,549.50	26,341,500	
名古屋銀行	1,100	6,200.00	6,820,000	
北洋銀行	26,300	386.00	10,151,800	
大光銀行	100	1,334.00	133,400	
愛媛銀行	2,300	1,039.00	2,389,700	
トマト銀行	100	1,143.00	114,300	
京葉銀行	7,100	700.00	4,970,000	
栃木銀行	8,700	263.00	2,288,100	
北日本銀行	600	2,375.00	1,425,000	
東和銀行	3,200	590.00	1,888,000	
福島銀行	400	243.00	97,200	
大東銀行	200	699.00	139,800	
トモニホールディングス	16,400	372.00	6,100,800	
フィデアホールディングス	1,800	1,421.00	2,557,800	
池田泉州ホールディングス	24,000	325.00	7,800,000	
F P G	6,200	2,220.00	13,764,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	2,800	1,055.00	2,954,000	
マーキュリアホールディングス	200	859.00	171,800	
S B I ホールディングス	27,900	3,295.00	91,930,500	
日本アジア投資	300	207.00	62,100	
ジャフコ グループ	5,200	2,022.00	10,514,400	

大和証券グループ本社	134,300	1,005.00	134,971,500	
野村ホールディングス	291,500	743.00	216,584,500	
岡三証券グループ	15,200	620.00	9,424,000	
丸三証券	5,800	920.00	5,336,000	
東洋証券	4,600	417.00	1,918,200	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	20,600	483.00	9,949,800	
光世証券	100	435.00	43,500	
水戸証券	4,800	466.00	2,236,800	
いちよし証券	3,200	674.00	2,156,800	
松井証券	8,500	782.00	6,647,000	
マネックスグループ	17,000	602.00	10,234,000	
極東証券	2,400	1,390.00	3,336,000	
岩井コスモホールディングス	2,000	1,995.00	3,990,000	
アイザワ証券グループ	2,500	1,768.00	4,420,000	
マネーパートナーズグループ	400	219.00	87,600	
スパークス・グループ	1,900	1,315.00	2,498,500	
小林洋行	200	265.00	53,000	
かんぽ生命保険	17,700	2,604.00	46,090,800	
F P パートナー	800	2,685.00	2,148,000	
S O M P O ホールディングス	78,200	3,201.00	250,318,200	
アニコム ホールディングス	5,900	678.00	4,000,200	
M S & A D インシュアランスグループホール	116,400	3,330.00	387,612,000	
第一生命ホールディングス	81,500	3,682.00	300,083,000	
東京海上ホールディングス	169,200	5,231.00	885,085,200	
T & D ホールディングス	46,500	2,495.00	116,017,500	
アドバンスクリエイト	1,400	936.00	1,310,400	
N E X Y Z . G r o u p	100	856.00	85,600	
全国保証	4,500	5,644.00	25,398,000	
あんしん保証	200	183.00	36,600	
ジェイリース	1,300	1,429.00	1,857,700	
イントラスト	100	747.00	74,700	
日本モーゲージサービス	200	421.00	84,200	
C a s a	200	835.00	167,000	
S B I アルヒ	1,700	814.00	1,383,800	
プレミアグループ	2,900	2,118.00	6,142,200	

ネットプロテクションズホールディングス	5,800	339.00	1,966,200	
クレディセゾン	11,000	3,581.00	39,391,000	
芙蓉総合リース	1,600	11,000.00	17,600,000	
みずほリース	14,500	987.00	14,311,500	
東京センチュリー	13,000	1,606.00	20,878,000	
日本証券金融	6,400	1,915.00	12,256,000	
アイフル	25,500	322.00	8,211,000	
リコーリース	1,600	4,945.00	7,912,000	
イオンフィナンシャルサービス	10,000	1,258.00	12,580,000	
アコム	30,900	381.20	11,779,080	
ジャックス	1,800	3,845.00	6,921,000	
オリエントコーポレーション	5,700	938.00	5,346,600	
オリックス	104,000	3,318.00	345,072,000	
三菱H C キャピタル	77,200	1,010.50	78,010,600	
九州リースサービス	200	997.00	199,400	
日本取引所グループ	89,400	1,855.50	165,881,700	
イー・ギャランティ	2,800	1,419.00	3,973,200	
アサックス	200	727.00	145,400	
NECキャピタルソリューション	900	3,755.00	3,379,500	
r o b o t h o m e	4,800	141.00	676,800	
大東建託	6,400	17,410.00	111,424,000	
サムティホールディングス	3,400	2,792.00	9,492,800	
いちご	17,600	367.00	6,459,200	
日本駐車場開発	20,600	232.00	4,779,200	
スター・マイカ・ホールディングス	1,800	605.00	1,089,000	
S R E ホールディングス	700	4,410.00	3,087,000	
ADワークスグループ	1,000	209.00	209,000	
ヒューリック	40,400	1,454.50	58,761,800	
野村不動産ホールディングス	9,700	3,831.00	37,160,700	
三重交通グループホールディングス	3,700	499.00	1,846,300	
ディア・ライフ	3,000	822.00	2,466,000	
コーワーアールイー	100	701.00	70,100	
地主	1,500	2,097.00	3,145,500	
プレサンスコーポレーション	2,300	1,922.00	4,420,600	
ハウスコム	100	1,059.00	105,900	

J PMC	1,000	1,160.00	1,160,000	
サンセイランディック	100	955.00	95,500	
フージャースホールディングス	2,700	1,040.00	2,808,000	
オープンハウスグループ	6,400	5,405.00	34,592,000	
東急不動産ホールディングス	52,100	986.00	51,370,600	
飯田グループホールディングス	16,600	2,211.00	36,702,600	
イーグラント	100	1,429.00	142,900	
ムゲンエステート	300	1,625.00	487,500	
ビーロット	200	985.00	197,000	
ファーストブラザーズ	100	1,132.00	113,200	
A n d D o ホールディングス	1,000	1,044.00	1,044,000	
シーアールイー	800	1,312.00	1,049,600	
ケイアイスター不動産	800	3,910.00	3,128,000	
アグレ都市デザイン	100	1,520.00	152,000	
グッドコムアセット	1,400	880.00	1,232,000	
ジェイ・エス・ビー	700	2,817.00	1,971,900	
ロードスターキャピタル	1,000	2,308.00	2,308,000	
テンポイノベーション	100	945.00	94,500	
グローバル・リンク・マネジメント	100	2,319.00	231,900	
フェイスネットワーク	100	1,692.00	169,200	
霞ヶ関キャピタル	700	14,980.00	10,486,000	
パーク24	13,500	1,792.50	24,198,750	
パラカ	500	1,726.00	863,000	
ミガロホールディングス	100	1,696.00	169,600	
三井不動産	240,500	1,338.00	321,789,000	
三菱地所	108,800	2,258.50	245,724,800	
平和不動産	2,800	4,080.00	11,424,000	
東京建物	15,100	2,296.50	34,677,150	
京阪神ビルディング	3,200	1,606.00	5,139,200	
住友不動産	25,100	4,806.00	120,630,600	
テーオーシー	3,100	624.00	1,934,400	
レオパレス21	17,300	598.00	10,345,400	
スタートコーポレーション	2,500	3,475.00	8,687,500	
フジ住宅	2,200	718.00	1,579,600	
空港施設	2,400	572.00	1,372,800	
明和地所	1,200	966.00	1,159,200	

ゴールドクレスト	1,400	3,245.00	4,543,000	
エスリード	800	4,760.00	3,808,000	
日神グループホールディングス	2,800	495.00	1,386,000	
日本エスコン	3,200	1,032.00	3,302,400	
M I R A R T Hホールディングス	9,000	503.00	4,527,000	
AVANTIA	200	776.00	155,200	
イオンモール	9,000	2,091.00	18,819,000	
毎日コムネット	100	735.00	73,500	
ファースト住建	200	1,120.00	224,000	
カチタス	4,700	1,991.00	9,357,700	
トーセイ	2,900	2,300.00	6,670,000	
穴吹興産	100	2,026.00	202,600	
サンフロンティア不動産	2,600	1,758.00	4,570,800	
F J ネクストホールディングス	1,800	1,213.00	2,183,400	
インテリックス	100	707.00	70,700	
ランドビジネス	100	200.00	20,000	
サンネクスタグループ	100	1,018.00	101,800	
グランディハウス	1,600	556.00	889,600	
日本空港ビルデング	6,100	5,153.00	31,433,300	
明豊ファシリティワームス	200	858.00	171,600	
L I F U L L	4,400	142.00	624,800	
M I X I	3,900	2,760.00	10,764,000	
ジェイエイシーリクルートメント	6,500	764.00	4,966,000	
日本M&Aセンターホールディングス	28,800	654.70	18,855,360	
メンバーズ	600	925.00	555,000	
中広	100	502.00	50,200	
UTグループ	2,400	2,752.00	6,604,800	
アイティメディア	700	1,625.00	1,137,500	
ケアネット	3,700	629.00	2,327,300	
E・J ホールディングス	1,100	1,810.00	1,991,000	
オープンアップグループ	5,400	2,044.00	11,037,600	
コシダカホールディングス	5,400	1,015.00	5,481,000	
アルトナー	200	1,815.00	363,000	
パソナグループ	2,200	2,199.00	4,837,800	
C D S	100	1,818.00	181,800	

リンクアンドモチベーション	4,500	632.00	2,844,000	
エス・エム・エス	6,300	2,156.50	13,585,950	
サニーサイドアップグループ	100	583.00	58,300	
パーソルホールディングス	184,200	256.80	47,302,560	
リニカル	300	389.00	116,700	
クックパッド	4,900	177.00	867,300	
エスクリ	200	233.00	46,600	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	300	806.00	241,800	
学情	900	1,783.00	1,604,700	
スタジオアリス	900	2,064.00	1,857,600	
エプコ	100	820.00	82,000	
N J S	400	3,420.00	1,368,000	
綜合警備保障	30,200	1,035.00	31,257,000	
カカクコム	11,700	2,491.50	29,150,550	
アイロムグループ	700	2,775.00	1,942,500	
セントケア・ホールディング	1,300	751.00	976,300	
サイネックス	100	854.00	85,400	
ルネサンス	1,400	1,006.00	1,408,400	
ディップ	2,800	2,840.00	7,952,000	
デジタルホールディングス	900	934.00	840,600	
新日本科学	1,600	1,165.00	1,864,000	
キャリアデザインセンター	100	1,726.00	172,600	
エムスリー	35,800	1,438.00	51,480,400	
ツカダ・グローバルホールディング	300	411.00	123,300	
プラス	100	567.00	56,700	
ウェルネット	400	739.00	295,600	
ワールドホールディングス	700	1,948.00	1,363,600	
ディー・エヌ・エー	6,400	1,783.00	11,411,200	
博報堂D Yホールディングス	23,100	1,169.00	27,003,900	
ぐるなび	3,400	340.00	1,156,000	
タカミヤ	2,500	431.00	1,077,500	
ファンコミュニケーションズ	2,500	404.00	1,010,000	
ライク	700	1,446.00	1,012,200	
A o b a - B B T	200	325.00	65,000	
エスプール	5,700	340.00	1,938,000	
W D Bホールディングス	900	1,710.00	1,539,000	

ティア	300	456.00	136,800	
アドウェイズ	2,200	332.00	730,400	
バリューコマース	1,600	1,121.00	1,793,600	
インフォマート	17,100	327.00	5,591,700	
J P ホールディングス	4,600	725.00	3,335,000	
C L ホールディングス	400	956.00	382,400	
プレステージ・インターナショナル	8,500	703.00	5,975,500	
アミューズ	1,100	1,400.00	1,540,000	
ドリームインキュベータ	600	2,253.00	1,351,800	
クイック	1,300	2,078.00	2,701,400	
T A C	200	163.00	32,600	
電通グループ	19,600	4,407.00	86,377,200	
ティクアンドギヴ・ニーズ	900	828.00	745,200	
ぴあ	600	3,050.00	1,830,000	
イオンファンタジー	700	2,271.00	1,589,700	
シーティーエス	2,200	826.00	1,817,200	
H. U. グループホールディングス	5,300	2,651.50	14,052,950	
アルプス技研	1,600	2,777.00	4,443,200	
日本空調サービス	1,900	1,047.00	1,989,300	
オリエンタルランド	95,700	3,698.00	353,898,600	
ダスキン	3,900	3,860.00	15,054,000	
明光ネットワークジャパン	2,200	680.00	1,496,000	
ファルコホールディングス	800	2,355.00	1,884,000	
秀英予備校	100	275.00	27,500	
ラウンドワン	17,100	1,095.00	18,724,500	
リゾートトラスト	7,900	2,876.00	22,720,400	
ビー・エム・エル	2,200	2,652.00	5,834,400	
リソー教育	9,300	258.00	2,399,400	
早稲田アカデミー	1,000	1,588.00	1,588,000	
ユー・エス・エス	40,600	1,356.50	55,073,900	
東京個別指導学院	2,100	406.00	852,600	
サイバーエージェント	40,000	1,019.50	40,780,000	
楽天グループ	127,400	925.60	117,921,440	
クリーク・アンド・リバー社	900	1,464.00	1,317,600	
S B I グローバルアセットマネジメント	3,500	588.00	2,058,000	

ティー・オー・ダブリュー	3,500	329.00	1,151,500	
山田コンサルティンググループ	800	2,251.00	1,800,800	
セントラルスポーツ	700	2,425.00	1,697,500	
フルキャストホールディングス	1,500	1,604.00	2,406,000	
エン・ジャパン	2,900	2,432.00	7,052,800	
テクノプロ・ホールディングス	10,500	2,779.00	29,179,500	
アトラグループ	100	135.00	13,500	
アイ・アールジャパンホールディングス	900	879.00	791,100	
K e e P e r 技研	1,100	4,285.00	4,713,500	
ファーストロジック	100	777.00	77,700	
三機サービス	100	976.00	97,600	
G u n o s y	1,400	792.00	1,108,800	
デザインワン・ジャパン	100	125.00	12,500	
イー・ガーディアン	900	1,756.00	1,580,400	
リブセンス	200	166.00	33,200	
ジャパンマテリアル	5,500	1,853.00	10,191,500	
ベクトル	2,200	915.00	2,013,000	
ウチヤマホールディングス	200	335.00	67,000	
チャーム・ケア・コーポレーション	1,500	1,374.00	2,061,000	
キャリアリンク	700	2,433.00	1,703,100	
I B J	1,400	723.00	1,012,200	
アサンテ	900	1,628.00	1,465,200	
バリューHR	1,600	1,608.00	2,572,800	
M&Aキャピタルパートナーズ	1,500	2,307.00	3,460,500	
ライドオンエクスプレスホールディングス	700	1,000.00	700,000	
E R I ホールディングス	100	1,950.00	195,000	
アビスト	100	3,170.00	317,000	
シグマクシス・ホールディングス	2,300	1,682.00	3,868,600	
ウィルグループ	1,500	988.00	1,482,000	
エスクロー・エージェント・ジャパン	500	145.00	72,500	
メドピア	1,400	562.00	786,800	
レアジョブ	100	403.00	40,300	
リクルートホールディングス	130,300	8,705.00	1,134,261,500	
エラン	2,400	996.00	2,390,400	
土木管理総合試験所	200	316.00	63,200	

日本郵政	189, 100	1, 366. 00	258, 310, 600	
ベルシステム 24 ホールディングス	1, 900	1, 505. 00	2, 859, 500	
鎌倉新書	1, 500	534. 00	801, 000	
S MN	100	278. 00	27, 800	
一蔵	100	532. 00	53, 200	
グローバルキッズ COMPANY	100	679. 00	67, 900	
エアトリ	1, 300	1, 217. 00	1, 582, 100	
アトラエ	1, 300	850. 00	1, 105, 000	
ストライク	900	4, 350. 00	3, 915, 000	
ソラスト	5, 000	558. 00	2, 790, 000	
セラク	500	1, 458. 00	729, 000	
インソース	3, 900	1, 022. 00	3, 985, 800	
ベイカレント	13, 300	5, 304. 00	70, 543, 200	
O r c h e s t r a H o l d i n g s	400	857. 00	342, 800	
アイモバイル	2, 300	522. 00	1, 200, 600	
キャリアインデックス	100	182. 00	18, 200	
MS - J a p a n	800	1, 014. 00	811, 200	
船場	100	1, 212. 00	121, 200	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	5, 900	3, 110. 00	18, 349, 000	
フルテック	100	1, 156. 00	115, 600	
グリーンズ	100	1, 662. 00	166, 200	
ツナググループ・ホールディングス	100	645. 00	64, 500	
G a m e W i t h	200	287. 00	57, 400	
MS & C o n s u l t i n g	100	504. 00	50, 400	
エル・ティー・エス	200	1, 936. 00	387, 200	
ミダックホールディングス	1, 100	1, 775. 00	1, 952, 500	
キュービーネットホールディングス	1, 000	1, 085. 00	1, 085, 000	
オープングループ	2, 500	199. 00	497, 500	
スプリックス	100	795. 00	79, 500	
マネジメントソリューションズ	900	1, 649. 00	1, 484, 100	
プロレド・パートナーズ	400	527. 00	210, 800	
a n d f a c t o r y	100	263. 00	26, 300	
フロンティア・マネジメント	500	1, 233. 00	616, 500	
ピアラ	100	251. 00	25, 100	
コプロ・ホールディングス	100	1, 477. 00	147, 700	

ギークス	100	416.00	41,600	
アンビスホールディングス	3,900	1,926.00	7,511,400	
カーブスホールディングス	4,900	755.00	3,699,500	
フォーラムエンジニアリング	2,500	932.00	2,330,000	
F a s t   F i t n e s s   J a p a n	600	1,357.00	814,200	
M a c b e e   P l a n e t	500	2,643.00	1,321,500	
ダイレクトマーケティングミックス	2,200	252.00	554,400	
ボピンズ	300	1,386.00	415,800	
L I T A L I C O	1,400	1,246.00	1,744,400	
アドバンテッジリスクマネジメント	200	530.00	106,000	
リログループ	9,100	1,878.00	17,089,800	
東祥	1,300	681.00	885,300	
I D & E ホールディングス	1,100	4,280.00	4,708,000	
ビーウィズ	400	1,908.00	763,200	
サンウェルズ	700	1,617.00	1,131,900	
T R E ホールディングス	3,500	1,651.00	5,778,500	
人・夢・技術グループ	700	1,721.00	1,204,700	
N I S S O ホールディングス	1,600	809.00	1,294,400	
大栄環境	3,300	3,110.00	10,263,000	
日本管財ホールディングス	1,900	2,680.00	5,092,000	
M&A総研ホールディングス	2,000	2,985.00	5,970,000	
エイチ・アイ・エス	5,800	1,683.00	9,761,400	
ラックランド	800	2,018.00	1,614,400	
共立メンテナンス	5,700	2,402.00	13,691,400	
イチネンホールディングス	1,900	1,834.00	3,484,600	
建設技術研究所	900	4,520.00	4,068,000	
スペース	1,300	1,222.00	1,588,600	
燐ホールディングス	1,700	1,181.00	2,007,700	
スバル興業	700	3,025.00	2,117,500	
東京アートル	100	1,086.00	108,600	
タナベコンサルティンググループ	800	1,252.00	1,001,600	
ナガワ	600	7,340.00	4,404,000	
東京都競馬	1,300	4,385.00	5,700,500	
常磐興産	200	1,646.00	329,200	
カナモト	2,800	2,975.00	8,330,000	

ニシオホールディングス	1,500	4,015.00	6,022,500	
トランス・コスモス	2,000	3,545.00	7,090,000	
乃村工藝社	7,900	818.00	6,462,200	
藤田観光	800	9,710.00	7,768,000	
K N T - C T ホールディングス	1,100	1,345.00	1,479,500	
トーカイ	1,600	2,145.00	3,432,000	
白洋舎	100	2,314.00	231,400	
セコム	36,900	5,294.00	195,348,600	
セントラル警備保障	1,000	2,847.00	2,847,000	
丹青社	3,500	835.00	2,922,500	
メイテックグループホールディングス	6,200	3,171.00	19,660,200	
応用地質	1,700	2,722.00	4,627,400	
船井総研ホールディングス	3,600	2,412.00	8,683,200	
進学会ホールディングス	100	227.00	22,700	
オオバ	300	1,019.00	305,700	
いであ	100	2,402.00	240,200	
学究社	700	1,943.00	1,360,100	
イオンディライト	1,900	4,055.00	7,704,500	
ナック	1,500	549.00	823,500	
ダイセキ	3,700	3,745.00	13,856,500	
ステップ	700	1,933.00	1,353,100	
小計 銘柄数：2,079			65,512,728,150	
組入時価比率：97.0%			100.0%	
合計			65,512,728,150	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2) 株式以外の有価証券(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年9月30日現在		
	契約額等（円）		時価（円）
	うち1年超		
市場取引			
株価指数先物取引			
買建	1,963,238,600	—	2,012,100,000
合計	1,963,238,600	—	2,012,100,000
			48,823,780

(注) 時価の算定方法

## 1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 【中間財務諸表】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)ならびに同規則第 284 条および第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年總理府令第 133 号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 24 期中間計算期間(2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）の2024年10月1日から2025年3月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）の2025年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 (2024年9月30日現在)	第24期中間計算期間末 (2025年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	113,930,590	65,889,004
親投資信託受益証券	41,405,651,430	41,612,006,021
未収入金	27,087,765	-
未収利息	740	880
流動資産合計	41,546,670,525	41,677,895,905
資産合計	41,546,670,525	41,677,895,905
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	6,147,876	-
未払解約金	97,339,746	28,470,338
未払受託者報酬	4,650,268	4,631,220
未払委託者報酬	27,901,515	27,787,289
その他未払費用	697,474	694,625
流動負債合計	136,736,879	61,583,472
負債合計	136,736,879	61,583,472
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	12,295,753,954	12,149,777,038
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	29,114,179,692	29,466,535,395
（分配準備積立金）	13,286,654,614	12,172,328,468
元本等合計	41,409,933,646	41,616,312,433
純資産合計	41,409,933,646	41,616,312,433
負債純資産合計	41,546,670,525	41,677,895,905

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23期中間計算期間 自 2023年9月30日 至 2024年3月29日	第24期中間計算期間 自 2024年10月1日 至 2025年3月31日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,892	99,034
有価証券売買等損益	7,174,925,549	745,422,433
営業収益合計	7,174,927,441	745,521,467
<b>営業費用</b>		
支払利息	4,963	-
受託者報酬	4,030,284	4,631,220
委託者報酬	24,181,631	27,787,289

その他費用	604,485	694,625
営業費用合計	28,821,363	33,113,134
営業利益又は営業損失(△)	7,146,106,078	712,408,333
経常利益又は経常損失(△)	7,146,106,078	712,408,333
中間純利益又は中間純損失(△)	7,146,106,078	712,408,333
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	255,441,011	106,108,878
期首剰余金又は期首次損金(△)	22,581,224,495	29,114,179,692
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,410,060,147	2,272,640,914
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,410,060,147	2,272,640,914
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,576,364,976	2,526,584,666
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,576,364,976	2,526,584,666
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	30,305,584,733	29,466,535,395

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年10月1日から2025年3月31日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第23期 2024年9月30日現在	第24期中間計算期間末 2025年3月31日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数  12,295,753,954口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数  12,149,777,038口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 3,3678円 (10,000口当たり純資産額) (33,678円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 3,4253円 (10,000口当たり純資産額) (34,253円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第23期 2024年9月30日現在	第24期中間計算期間末 2025年3月31日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額  貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額  中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法  親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法  親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第 23 期 自 2023 年 9 月 30 日 至 2024 年 9 月 30 日	第 24 期中間計算期間 自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日
期首元本額 11,919,947,506 円	期首元本額 12,295,753,954 円
期中追加設定元本額 3,097,638,276 円	期中追加設定元本額 919,928,114 円
期中一部解約元本額 2,721,831,828 円	期中一部解約元本額 1,065,905,030 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「トピックス・インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

トピックス・インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位 : 円)

(2025 年 3 月 31 日現在)

資産の部

流動資産

コール・ローン	1,217,587,197
株式	65,713,200,275
未収入金	57,092,512
未収配当金	787,555,121
未収利息	16,278
差入委託証拠金	101,403,825
流動資産合計	67,876,855,208
資産合計	67,876,855,208

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	55,442,020
未払金	56,761,208
未払解約金	15,244,082
流動負債合計	127,447,310
負債合計	127,447,310

純資産の部

元本等

元本	30,789,394,684
剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金 (△)	36,960,013,214
元本等合計	67,749,407,898
純資産合計	67,749,407,898
負債純資産合計	67,876,855,208

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2025年3月31日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2.2004円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(22,004円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年3月31日現在

期首	2024年10月1日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	31,246,010,683円
同期中における追加設定元本額	577,459,740円
同期中における一部解約元本額	1,034,075,739円
期末元本額	30,789,394,684円
期末元本額の内訳*	
トピックス・インデックス・オープン	11,878,284,876円
トピックス・インデックス・オープン(確定拠出年金向け)	18,911,109,808円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

トピックス・インデックス・オープン(確定拠出年金向け)

2025年4月30日現在

I 資産総額	42,135,844,066円
II 負債総額	66,627,183円
III 純資産総額（I - II）	42,069,216,883円
IV 発行済口数	12,240,184,500口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.4370円

(参考) トピックス・インデックスマザーファンド

2025年4月30日現在

I 資産総額	70,991,782,685円
II 負債総額	2,657,597,960円
III 純資産総額（I - II）	68,334,184,725円
IV 発行済口数	30,946,188,176口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.2082円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。

ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2025年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### (a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

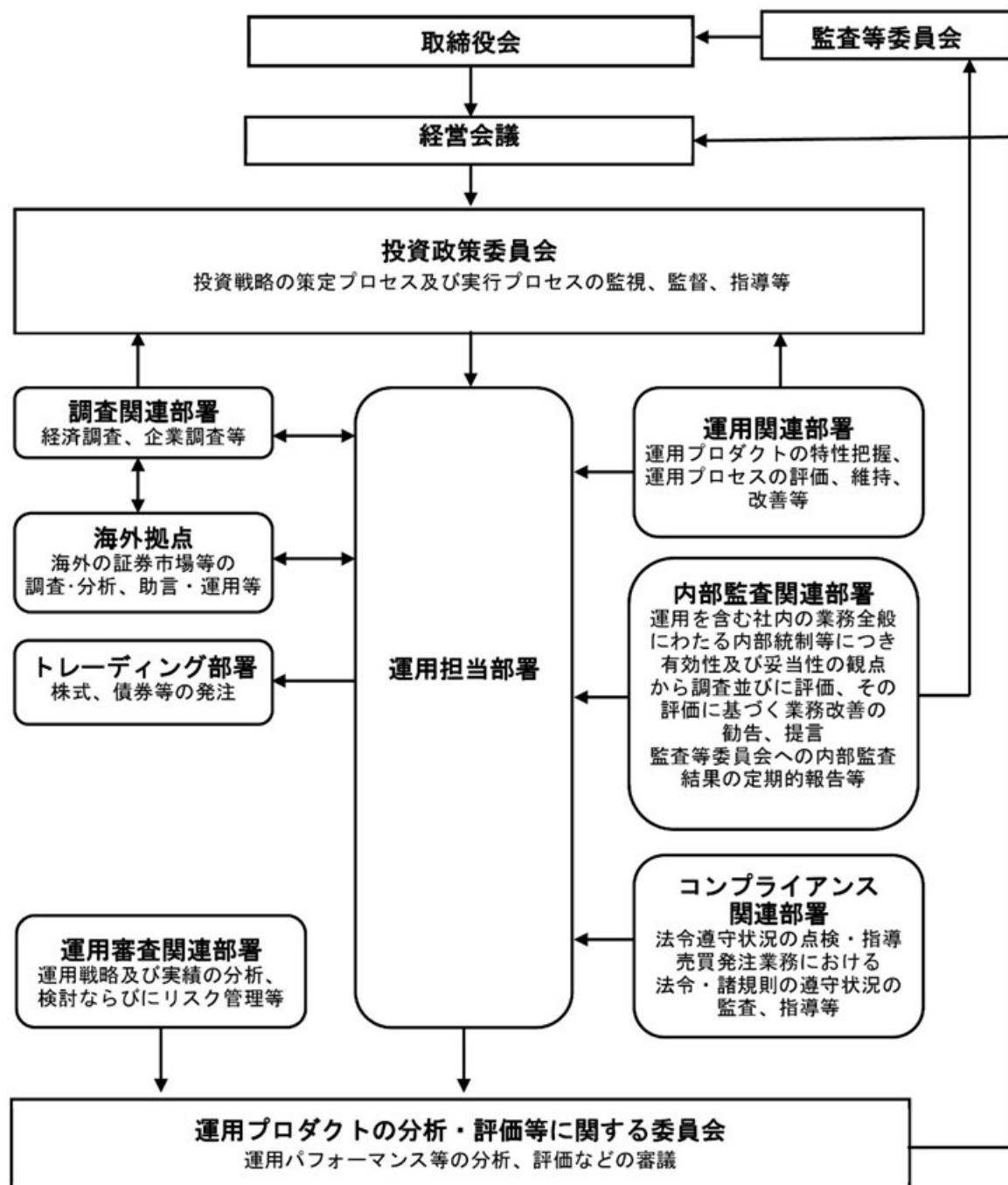
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2025 年 4 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	53,985,668
単位型株式投資信託	137	580,831
追加型公社債投資信託	14	6,603,197
単位型公社債投資信託	390	659,980
合計	1,456	61,829,675

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、他の記載内容が存在しないと判断したため、他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		1,865		7,405	
金銭の信託		42,108		44,745	
有価証券		21,900		-	
前払金		11		7	
前払費用		775		852	
未収入金		1,775		1,023	
未収委託者報酬		26,116		31,788	
未収運用受託報酬		3,780		5,989	
短期貸付金		1,001		757	
未収還付法人税等		2,083		-	
その他		84		169	
貸倒引当金		△15		△18	
流動資産計		101,486		92,719	
固定資産					
有形固定資産			1,335	945	
建物	※2	906		595	
器具備品	※2	428		350	
無形固定資産			5,563	5,658	
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336	17,314	
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計		23,235		23,918	
資産合計		124,722		116,638	

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債			-		
関係会社短期借入金			124		13,700
預り金			17,378		123
未払金					11,404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	※1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬		113,491		124,722	
運用受託報酬		18,198		21,188	
その他営業収益		331		291	
営業収益計		132,021		146,202	
営業費用					
支払手数料		38,684		43,258	
広告宣伝費		1,187		1,054	
公告費		0		0	
調査費		29,050		33,107	
調査費		6,045	6,797		
委託調査費		23,004	26,310		
委託計算費		1,363		1,377	
営業雑経費		3,302		3,670	
通信費		89	92		
印刷費		903	820		
協会費		83	85		
諸経費		2,225	2,671		
営業費用計		73,587		82,468	
一般管理費					
給料		11,316		13,068	
役員報酬		226	259		
給料・手当		7,752	7,985		
賞与		3,337	4,822		
交際費		78		87	
寄付金		115		117	
旅費交通費		283		323	
租税公課		963		990	
不動産賃借料		1,232		1,235	
退職給付費用		829		893	
固定資産減価償却費		2,409		2,292	
諸経費		12,439		12,483	
一般管理費計		29,669		31,491	
営業利益		28,763		32,242	

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	※2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								株 主 資 本 合 計	
	資本剰余金			利益剰余金						
	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232	
当期変動額										
剩余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877	
当期純利益							26,064	26,064	26,064	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186	
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 値 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 计	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剩余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本								株 主 資 本 合 計	
	資 本 準 備 金	資本剰余金			利益剰余金					
		資 本 資 本 剰 余 金	その 他	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その 他 利 益 剰 余 金	利 益 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419	
当期変動額										
剩余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782	
当期純利益							28,183	28,183	28,183	
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	-	-	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598	
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剩余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法  (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの … (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6~15年 器具備品 4~15年  (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
----------------	---

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 合計 1,559	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52	※2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023年3月31日

効力発生日

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

## ◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しております、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の  株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの  譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
△1,991	
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1. 4%
退職一時金制度の割引率	1. 1%
長期期待運用収益率	2. 35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20, 314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1, 024
退職給付の支払額	△1, 150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19, 205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19, 378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1, 415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21, 247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16, 431 百万円
年金資産	△21, 247
	△4, 815
非積立型制度の退職給付債務	2, 774
未積立退職給付債務	△2, 041
未認識数理計算上の差異	2, 923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

退職給付引当金	2, 759
前払年金費用	△1, 875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

## (5) 年金資産に関する事項

## ①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1. 8%
退職一時金制度の割引率	1. 3%
長期期待運用収益率	2. 35%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>	<b>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</b>
繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138
退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	227
投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348
未払社会保険料	85
その他	44
繰延税金資産小計	<u>4,878</u>
評価性引当額	<u>△1,696</u>
繰延税金資産合計	<u>3,181</u>
<b>繰延税金負債</b>	
資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	<u>△840</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,340</u>
<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</b>	<b>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</b>
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.3%</u>
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>27.0%</u>

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	当事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
資産除去債務の履行による減少	-	-
期末残高	1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1. 関連当事者との取引

#### (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

#### (イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

#### (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行手数料の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	30,272	未払手数料	7,148

#### (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額 17,016円74銭	1株当たり純資産額 11,677円62銭
1株当たり当期純利益 5,060円34銭	1株当たり当期純利益 5,471円85銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 26,064百万円 普通株式に係る当期純利益 26,064百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 28,183百万円 普通株式に係る当期純利益 28,183百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産		
有形固定資産	※1	761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等		1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇ 中間損益計算書

		自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※2	6,924
営業外費用	※3	285
経常利益		28,282
特別利益	※4	23
特別損失	※5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							株 主 資 本 合 計	
	資本剩余金			利益剰余金					
	資 本 準備金	その他 資 本 剩余金	資 本 剩余金 合 計	利 益 準 備 金	その他 利 益 剰余金	利 益 剝 越 利 益 剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820	
当中間期変動額									
剩余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174	
中間純利益						20,713	20,713	20,713	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△7,460	△7,460	△7,460	
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剩余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法  (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6~15年 器具備品 4~15年  (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、

## 7. 収益及び費用の計上基準

受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

### ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[注記事項]

◇ 中間貸借対照表関係

2024年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	2,133 百万円
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

◇ 中間損益計算書関係

自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	185 百万円
無形固定資産	949 百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	6,350 百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	105 百万円
雑損	169 百万円
※4 特別利益の内訳	
株式報酬受入益	23 百万円
※5 特別損失の内訳	
固定資産除却損	13 百万円

◇ 中間株主資本等変動計算書関係

自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	
1 発行済株式に関する事項	
株式の種類	当事業年度期首
普通株式	5,150,693 株
増加	—
減少	—
当中間会計期間末	5,150,693 株
2 配当に関する事項	
配当金支払額	2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項	
(1) 配当金の総額	28,174 百万円
(2) 1株当たり配当額	5,470 円
(3) 基準日	2024年3月31日
(4) 効力発生日	2024年6月28日

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	47,595	47,595	-
(2) その他（デリバティブ取引）	126	126	-
資産計	47,722	47,722	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	47,595	-	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	-	126	-	126
資産計	-	47,722	-	47,722

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 (2024年9月30日)

1. 売買目的有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,328百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間 (2024年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	-	126	126

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬（注）	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1株当たり情報

自 2024年4月1日  
至 2024年9月30日

1株当たり純資産額 10,222円13銭

1株当たり中間純利益 4,021円58銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載していません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	20,713百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	20,713百万円
期中平均株式数	5,150千株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約款

## (トピックス・インデックス・オープン(確定拠出年金向け))

### 運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目的として、運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

トピックス・インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ① 主としてトピックス・インデックスマザーファンド受益証券に投資し、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果を目指します。
- ② トピックス・インデックスマザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- ③ 非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① トピックス・インデックスマザーファンド受益証券への投資には、制限を設けません。
- ② スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、原則として利子・配当収入等を中心として委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託  
トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け）  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

**(信託の目的および金額)**

- 第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**(信託金の限度額)**

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

- 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

**(当初の受益者)**

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行さ

れた場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行

なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

**(受益権の設定に係る受託者の通知)**

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

**(受益権の申込単位および価額)**

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 受益者が第34条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

**(受益権の譲渡に係る記載または記録)**

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停

止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第17条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条に定めるものに限ります。）に係る権利

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第18条 委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるトピックス・インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

3. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

4. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

第21条 (削除)

(信託業務の委託等)

第21条の2 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール

市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第 28 条 信託終了時までに金額を見積ることのできる未収入金があるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 30 日から翌年 9 月 29 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 13 年 11 月 22 日から平成 14 年 9 月 29 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の14の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金の再投資)

第34条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

② 販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (償還金および一部解約金の支払い)

第35条 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 一部解約金（第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同

じ。)は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

④ 儻還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (償還金の時効)

第36条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、収益分配金については第34条に規定する交付開始前に、償還金については第35条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (信託約款の変更)

第44条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第39条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第39条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

② 委託者は、受託者に対し、前項の買取請求にかかる受益権を買取請求受付日に一部解約の実行の請求を行なうよう指図するものとします。

(運用状況に係る情報の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第34条第3項および第35条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第16条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年11月22日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(トピックス・インデックススマザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第11条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、東証株価指数(TOPIX) (配当込み) に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

投資成果を東証株価指数(TOPIX) (配当込み) にできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。

- ① 投資対象銘柄の中から、原則として300銘柄以上に分散投資を行ないます。
- ② 資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則としてポートフォリオにおける時価構成を東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比に近づけるように売買を行ないます。
- ③ 株式の組入比率は高位を保ちます。

非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等は、約款第14条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 親投資信託

### トピックス・インデックススマザーファンド 約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

#### (信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金174.4755億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第30条、第31条、第32条第1項および第34条第2項の規定による解約の日までとします。

#### (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

#### (受益者)

第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

#### (受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については、174.4755億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

#### (追加信託金の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行、種類および譲渡の禁止）

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第9条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第10条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

## 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### (運用の基本方針)

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

### (投資する株式等の範囲)

第12条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

### 第13条 <削除>

### (信用取引の指図範囲)

第13条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証

券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### （スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第14条の3 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(混蔵寄託)

第15条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

第15条の2 (削除)

(信託業務の委託等)

第15条の3 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第16条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第17条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第18条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第19条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第20条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第21条 この信託の計算期間は、毎年9月26日から翌年9月25日までとします。ただし、初年度の計算期間は、昭和63年9月30日から昭和64年9月25日までとします。

(信託財産に関する報告)

第22条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用)

第23条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第24条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第25条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第26条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第27条 受託者は、信託が終了したときは、償還金の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第28条 委託者は受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第29条 委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行います。解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第30条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させこととなった場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第31条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第35条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第32条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第35条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第33条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第34条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第35条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第35条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての

受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第35条の2 第30条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第30条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第30条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第35条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第35条の4 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(信託期間の延長)

第35条の5 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第36条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第37条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 昭和 63 年 9 月 30 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社